

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月15日
【事業年度】	第18期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	メドピア株式会社
【英訳名】	MedPeer, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 石見 陽
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO コーポレート本部長 平林 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番1号
【電話番号】	03-4405-4905
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO コーポレート本部長 平林 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)	2,199,164	3,045,538	5,311,071	7,435,418	8,452,113
経常利益 (千円)	379,395	554,922	1,130,647	1,812,008	1,113,716
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	206,332	394,850	725,970	1,293,475	812,388
包括利益 (千円)	211,005	428,124	796,746	1,331,159	810,716
純資産額 (千円)	1,768,888	3,414,326	5,582,068	6,980,777	7,863,203
総資産額 (千円)	2,570,053	4,009,972	7,127,400	8,538,329	9,351,008
1株当たり純資産額 (円)	89.07	164.05	248.80	310.47	350.71
1株当たり当期純利益 (円)	11.46	21.04	35.03	60.07	37.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	11.26	19.83	32.67	56.25	35.78
自己資本比率 (%)	63.7	80.8	75.0	78.5	81.1
自己資本利益率 (%)	16.8	16.2	16.9	21.5	11.4
株価収益率 (倍)	99.6	55.4	139.3	63.9	34.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	344,025	374,377	930,297	1,361,468	853,232
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,213	138,841	469,225	345,389	422,885
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	647,596	1,069,881	1,110,511	15,442	7,079
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,823,694	3,129,112	4,700,696	5,701,332	6,138,758
従業員数 (名)	96	136	225	272	373
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(16)	(27)	(45)	(120)

(注) 1. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
売上高 (千円)	1,794,473	2,283,375	3,187,124	4,417,462	4,681,049
経常利益 (千円)	369,956	453,310	804,863	1,285,140	877,560
当期純利益 (千円)	304,336	303,627	578,565	1,070,290	648,332
資本金 (千円)	701,813	1,306,734	1,996,939	2,028,537	2,051,041
発行済株式総数 (株)	9,193,050	19,762,900	21,473,100	21,574,190	21,622,580
純資産額 (千円)	1,533,586	3,054,528	5,004,089	6,137,028	6,866,691
総資産額 (千円)	2,190,699	3,547,378	6,006,116	7,070,379	7,704,158
1株当たり純資産額 (円)	82.78	153.58	232.58	284.02	317.15
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	16.90	16.18	27.92	49.70	30.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	16.62	15.25	26.04	46.54	28.56
自己資本比率 (%)	69.5	85.6	83.1	86.7	89.0
自己資本利益率 (%)	25.8	13.3	14.4	19.2	10.0
株価収益率 (倍)	67.5	72.0	174.8	77.3	43.1
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	66 (3)	92 (3)	116 (5)	151 (27)	203 (21)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	340.6 (110.8)	347.8 (99.3)	1,456.7 (104.2)	1,146.3 (132.9)	386.0 (123.4)
最高株価 (円)	2,388	1,718 (3,270)	5,160	8,850	4,390
最低株価 (円)	591	1,056 (1,425)	969	3,405	1,281

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものです。また、2020年9月15日より2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものです。

5. 2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第15期の株価については株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割による権利落前の最高株価及び最低株価を記載しております。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
2004年12月	インターネットを利用した医師向けの情報提供サービスを主たる事業目的として、東京都港区赤坂に株式会社メディカル・オブリージュ（現メドピア株式会社）を設立
2005年3月	人材紹介会社への転職希望医師の一括登録サービス「医局@人事」を開設し、医師求人情報サービスを開始
2007年8月	当社基盤事業である医師専用サイト「Next Doctors（現MedPeer）」の運用を開始
2009年5月	株式会社日経BPと、両社のコミュニティサイト統合を中心とする業務提携契約を締結
2009年10月	「Next Doctors」を「MedPeer」に改称、日経メディカル オンライン（現日経メディカル）との共同事業運営を開始
2010年4月	株式会社メディカル・オブリージュからメドピア株式会社に商号を変更
2014年6月	東証マザーズ市場上場
2015年6月	株式会社メディカルトリビューンと、医師会員の連携を行う業務提携契約を締結
2016年6月	日本アルトマーク株式会社と医師等医療関係者認証サービスを提供する事業を目的とした合併事業会社 株式会社medパス（現持分法適用関連会社）を東京都港区に設立
2016年7月	株式会社Mediplatの株式を株式交換により取得し、子会社化（現連結子会社）
2016年10月	株式会社フィッツプラスの株式を取得し、子会社化（現連結子会社）
2018年4月	スギホールディングス株式会社と業務資本提携契約を締結
2020年1月	株式会社コルボの株式を取得し、子会社化（現連結子会社）
2020年5月	株式会社MHAと業務提携契約を締結するとともに、メドピアキャリアエージェント株式会社（現連結子会社）を設立し、医師向け人材紹介事業を開始
2020年9月	日医工株式会社との合併会社であるニチメッド株式会社（現Nichi-Med、現持分法適用関連会社）を設立し、共同事業「kakari for Clinic」を開始
2020年9月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2020年11月	株式会社 PKSHA Technologyと業務提携契約を締結するとともに、合併会社であるメドクロス株式会社を設立
2021年8月	株式会社みんなコレから医学生学習支援プラットフォーム「みんなコレ！」事業を譲受
2022年4月	東京証券取引所市場第一部から新市場区分「プライム市場」へ移行
2022年7月	株式会社クラウドクリニックの株式を株式交換により取得し、子会社化（現連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループは「Supporting Doctors, Helping Patients.（医師を支援すること。そして患者を救うこと。）」というミッションの下、「集合知により医療を再発明する」をビジョンとし、医師向けソーシャルメディア「MedPeer」を中心としたドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防領域を対象としたヘルスケアソリューション事業を展開しております。

(1) ドクタープラットフォーム事業

「MedPeer」の15万人の医師会員を基盤とした集合知プラットフォームや、医療機関と患者様をつなげるプライマリケアプラットフォームなど、医師や医療現場を支援するサービスを展開しております。

集合知プラットフォーム事業

医療現場における医師発の生の情報を共有するナレッジマネジメントツールである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一堂に集まる「場」をインターネット上に設けております。医師会員は、「MedPeer」サイトに蓄積される医師の集合知（不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報）等を中心とした様々な情報を得ることで、臨床ないし医療技術の研鑽に役立てることができます。

また、製薬企業に対して医療用医薬品などの広告掲載枠を提供するとともに、「医師集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実行・運用支援サービスにより収益を確保しております。

さらに、製薬企業等からインターネットを通じた医師に対するアンケート調査等のリサーチの受託や、人材紹介会社へ医師の求職者情報を提供すること等によっても収益を得ております。

プライマリケアプラットフォーム事業

クリニックや薬局などの医療機関と患者を繋げるアプリサービス「kakari」、「kakari for Clinic」を提供しており、導入医療機関からの利用料により収益を得ております。

その他

病院と介護施設・在宅医療サービス提供者等の患者受入先との間で行われる退院調整業務をサポートするサービス「YoriSoi Care」を提供しております。また、在宅医療機関を行う医療機関に対して、医療事務のアウトソーシングサービスを提供することにより収益を得ております。

(2) ヘルスケアソリューション事業

医師や管理栄養士等の専門家ネットワークを活用し、健康増進・予防領域を対象としたサービスを展開しております。

特定保健指導関連サービス

健康保険組合の依頼を受けて管理栄養士が対面またはオンラインで実施する生活指導であり、生活習慣病予防検診（特定健診）を受けたのちに、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活環境の改善等が必要と判断された人を対象にサービスを提供しております。

クラウド型健康管理サービス（first call）

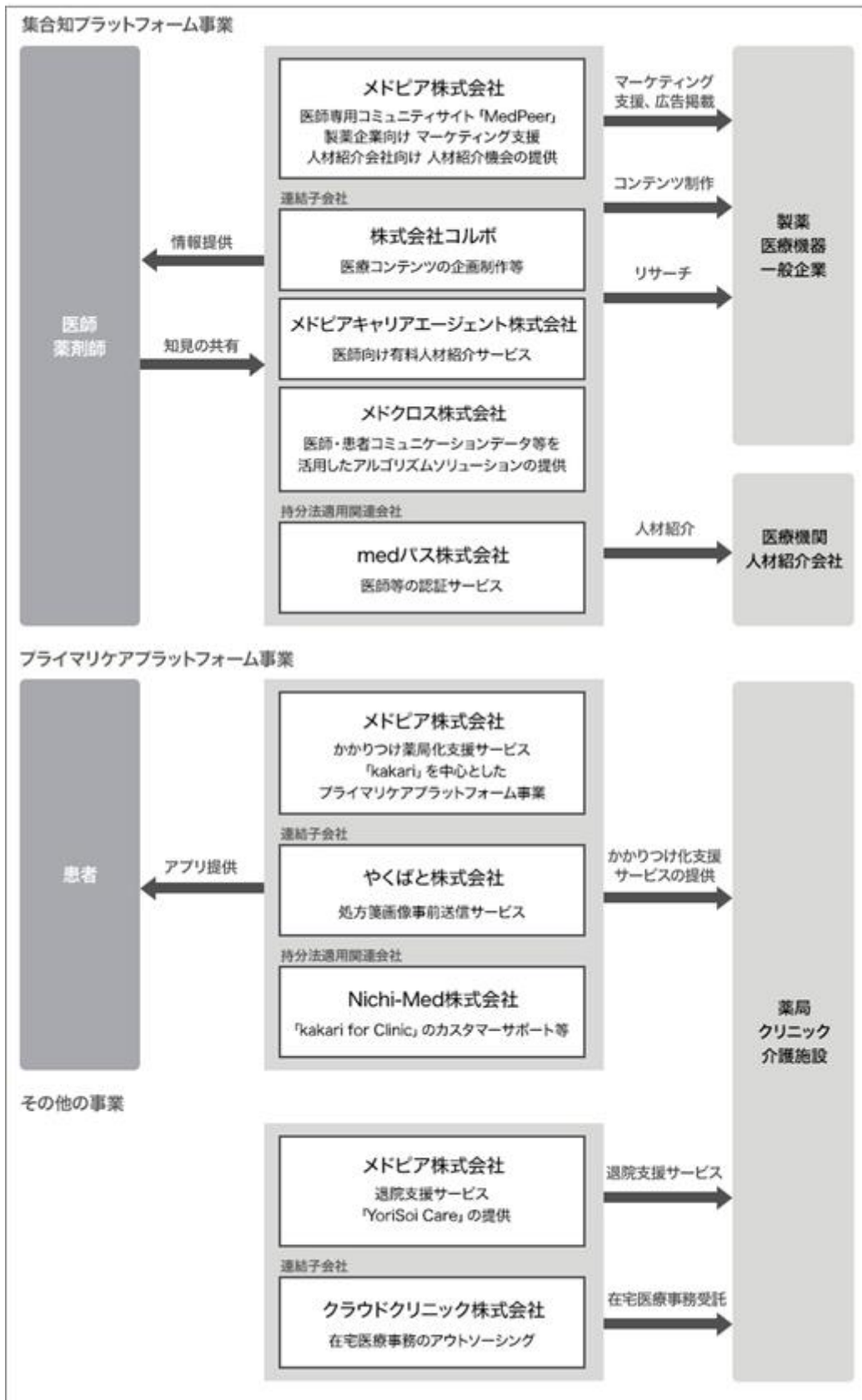
法人向けに、オンライン医療相談、オンライン産業医、ストレスチェック、健診管理サービスの4つのサービスを提供しております。

ライフログプラットフォームサービス

パートナー企業と共同で歩数計や食事記録などの一般消費者向けのセルフケアサービスを提供するとともに、当該サービスを通じて利用者に対する広告配信やライフログ（生活記録）の蓄積をしております。

[連結事業系統図]

ドクタープラットフォーム事業



ヘルスケアソリューション事業



- (注) 1 当社は「MedPeer」会員に対し、「MedPeer」サイト上のサービスを無料にて提供しております。
- 2 「MedPeer」会員が「MedPeer」サイトへの投稿やアンケート回答、求職者情報の登録等を行う場合、当社は会員に対し、ポイントを付与いたします。当該ポイントは、「国境なき医師団」への寄付のほか、ギフト券への交換に用いることが可能となっております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Mediplat	東京都中央区	182	クラウド型健康管理サービスの運営、ライフログプラットフォーム事業	51.0	役員の兼任 オフィスの賃貸 事務受託
株式会社フィッツプラス	東京都中央区	100	特定保健指導関連サービス	100.0	資金の貸付 役員の兼任 オフィスの賃貸 事務受託
株式会社コルボ	東京都中央区	90	医療用コンテンツの企画、制作	100.0	資金の貸付 役員の兼任
その他4社					
(持分法適用関連会社) 株式会社medパス	東京都港区	50	医師等医療関係者認証サービスを提供する事業	49.0	役員の派遣
Nichi-Med株式会社	東京都中央区	5	「kakari for Clinic」のマーケティング活動及びカスタマーサポート業務	34.0	役員の派遣

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社Mediplatについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	1,157百万円
(2) 経常利益	4百万円
(3) 当期純利益	3百万円
(4) 純資産額	542百万円
(5) 総資産額	693百万円

3. 株式会社フィッツプラスについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	888百万円
(2) 経常利益	121百万円
(3) 当期純利益	117百万円
(4) 純資産額	208百万円
(5) 総資産額	408百万円

4. 株式会社コルボについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	1,769百万円
(2) 経常利益	179百万円
(3) 当期純利益	121百万円
(4) 純資産額	559百万円
(5) 総資産額	1,034百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ドクタープラットフォーム事業	236 (52)
ヘルスケアソリューション事業	91 (63)
全社(共通)	46 (5)
合計	373 (120)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が101名増加しております。主な理由は、事業拡大に伴い積極的な採用活動を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
203 (21)	33.7	2.6	5,892

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 前事業年度に比べ従業員数が52名増加しております。主な理由は、事業拡大に伴い積極的に採用活動を行ったことによるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、ドクタープラットフォーム事業のみであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 主要な経営課題

当社グループのサービス提供先となる医療・健康産業において、eマーケティングの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を強化する必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

知名度の向上

サービスの安全性強化

収益基盤の強化

競合他社への対応

優秀な人材の採用

経営管理体制の強化

運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持・向上させるためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから社会的信頼を確保するためにも、個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（ ）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持・向上、さらには会員基盤の拡大を進め、「MedPeer」プラットフォームとしての価値向上を図ってまいります。

製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図ることが必要であります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サイトの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

サービスの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方で、サービスの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せてきております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサービスに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。

このため、サービスの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底してまいります。

収益基盤の強化

当社グループは、製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。一方で、当社グループが安定した成長を続けていくためには、医療のみならず、健康・予防を含めた医療・健康産業全般を対象とした事業展開を模索していく必要があります。

この課題を解決するために当社グループでは、グループ各社がそれぞれ事業を成長させることはもとより、最新技術の活用やグループシナジーの創出を通じて新サービスを開発し、その成長を図ることなどにより収益基盤の強化を進めてまいります。

また、当社グループではM & Aを新規事業への進出や事業拡大のための重要な手段の一つとして位置付けており、既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。

競合他社への対応

医療・健康産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることによる新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、健康に対する認知理解が深まれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサービス構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」をはじめとしたオンラインプラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サービス構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

(2) サステナビリティに関する取り組み

サステナビリティ推進体制

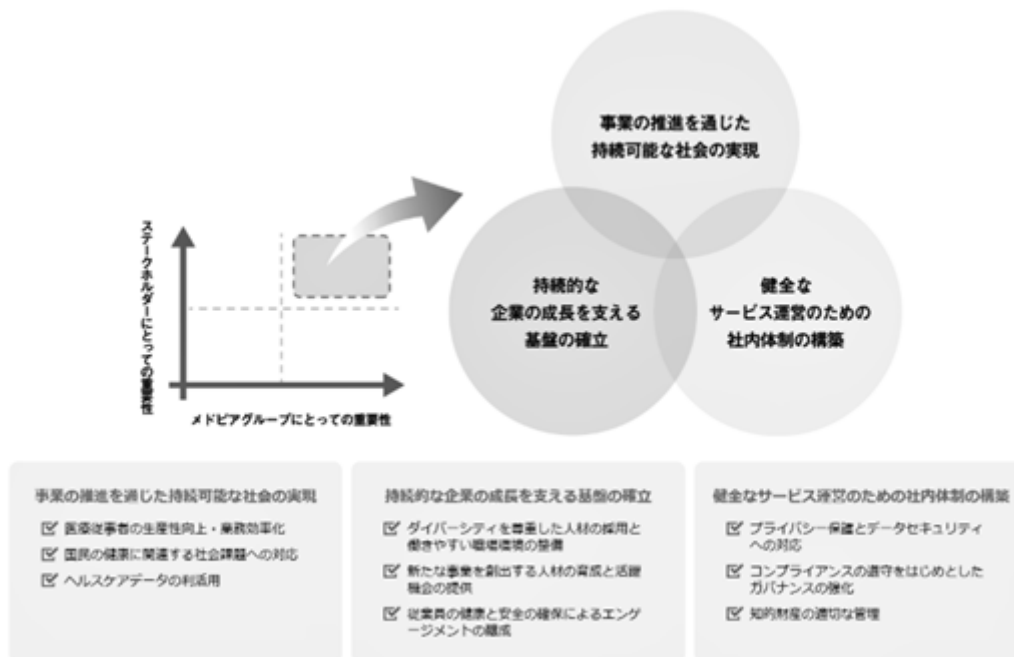
当社グループは、社会の持続可能性が当社グループの存続のために重要であることを認識しており、サステナビリティの観点から踏まえた経営を推進するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。本委員会では、気候変動対応などサステナビリティに関するテーマを重要課題として議論し、決定した内容は必要に応じて取締役会に付議・報告され、グループ全体の経営に反映されます。

サステナビリティ推進体制図



マテリアリティの特定

当社グループは、ステークホルダーの期待や要請に応じていくため、優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しております。これらの重要課題に取り組むことで、社会に対する継続的な貢献と自社の企業価値向上の両立を目指していきます。マテリアリティやそれに関連した取り組みについては、外部環境の変化やステークホルダーとの対話等を踏まえ、定期的に見直しを行っております。



環境

当社グループは、2022年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しました。ガバナンスを強化するとともに、グループ事業における気候変動が及ぼすリスクと機会を分析することで、情報開示の質と量の充実化を図ります。

（ガバナンス）

サステナビリティ委員会において、重要議題の一つとして気候変動対応について議論し、決定した内容は必要に応じて取締役会に付議・報告され、グループ全体の経営に反映されます

（気候変動シナリオ分析）

当社グループでは、気候変動によって生じるリスクと機会の影響を把握するために、シナリオ分析を実施しました。

・シナリオ分析方法

2030年において気候変動が及ぼす事業環境への影響を把握するため、1.5 シナリオと4 シナリオの2つのシナリオで分析しました。シナリオは気候変動による物理的なりスクの分析にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）から報告されているRCPシナリオと、脱炭素への移行に伴うリスクの分析にIEA（国際エネルギー機関）から報告されているシナリオを参考にしました。

・シナリオ分析結果

「1.5 シナリオ」

1.5 シナリオでは、炭素税の導入や再エネと省エネに関する政策の推進など、脱炭素社会への移行に伴う影響が起きることが予想されます。当社事業へのリスクとしては、炭素価格(炭素税・排出量取引制度)の導入や再エネ導入により操業コストが増加することが挙げられました。しかし、当社の業態を踏まえると、それらリスクの影響は限定的であると認識しています。一方で、機会としては、環境への取り組みを推進していくことで、環境面での対外的な評価が向上し、投資先として選定されやすくなることが想定されます。そのため、今後は再エネ導入やGHG削減目標の設定やCDPの回答など積極的な環境への取り組みを検討していきます。

「4 シナリオ」

4 シナリオでは、異常気象の激甚化などの気候変動による物理的な影響が発生することが予想されます。リスクとしては、当社事業所の被災による事業活動の停止が想定されます。当社としては、リモートワーク制度の導入をはじめとして事業継続性の向上に努めており、異常気象による事業へのリスク低減を進めております。一方で、機会としては、気温上昇や災害増加に伴う外出機会の減少から医療DX化のニーズが増加することや、気温上昇による疾患増加に伴い、当社の事業活動を通じて、医療従事者のみならず生活者にも当該情報の提供が可能となります。今後、気候変動に対する医療の動向を踏まえながら、サービスの展開を検討していきます

気候関連問題による影響(リスク・機会)		想定される事象	重要度評価		当社の取組
			1.5 シナリオ	4 シナリオ	
脱炭素経済への移行に伴う影響	リスク	炭素税・排出権取引の導入	中	小	・リモートワークの導入によるサプライチェーン排出量の削減 ・社内外手続きのペーパーレス化推進による廃棄物削減
		再エネ・省エネ政策	中	小	・再生可能エネルギーを電源とするクラウドサービスの活用 ・夜間の空調制限の実施
	機会	顧客・投資家から評判	大	小	・TCFD提言に基づいた情報開示
気候変動による物理的な影響	リスク	平均気温上昇 異常気象の激甚化	中	中	・リモートワークをはじめとした事業継続性の向上
	機会	平均気温上昇 異常気象の激甚化	中	大	・医療機関のDX支援サービスの展開 ・オンラインを活用した医療相談サービスの展開
		平均気温上昇 感染症の増加	中	中	・疾患に関する情報共有が可能となるサービスの展開

(リスク管理)

当社では、当社代表取締役社長を委員長とするリスク・マネジメント委員会にて、リスク管理を行っています。リスク・マネジメント委員会は各部署との定期的な会合を通じて、リスクに関する情報収集を行い、全社のリスクを集約します。集約されたリスクは、当社のリスク評価方法にて、発生頻度と影響額から評価され、重要度の大きなリスクに対しては、リスク・マネジメント委員会が中心となって対策を立案し、取締役会に報告された後に、対応を実行します。気候変動関連リスクについては、リスク・マネジメント委員会とサステナビリティ委員会が連携し、全社のリスク管理プロセスに統合して管理しています

(指標と目標)

当社は、気候変動によるリスクを評価・管理する指標として、温室効果ガス排出量 (Scope1,2,3) を算定しております。今後、持続可能な社会の実現のため、パリ協定の目標を参考に、中長期的な目標を検討していきます。

表：温室効果ガス排出量 (t-CO2)

項目	カテゴリ名	排出量 (t-CO2)	割合 (%)
Scope1	自社での燃料の使用等における直接的な排出	0	0
Scope2	購入した電気等のエネルギーに伴う間接的な排出	122.2	2.5
Scope3	Scope1,2以外の間接的な排出	4,834.2	97.5
Scope1+2+3		4,956.4	100.0

算定期間：2020年10月～2021年9月

算定範囲：メドピア株式会社、連結子会社5社

社会

当社グループは、「医療ど真ん中」IT企業として、私たちに关わるあらゆる人々が、心身ともに健康で心豊かな生活を送ることを目指します。従業員の健康と「その人らしく働く」ことができる環境の提供を第一に考え、ひとりひとりが最大限のパフォーマンスを發揮することで「Supporting Doctors, Helping Patients.」を実現します。

<健康経営推進体制>



(多様な働き方の推進)

・リモートワーク制度

当社では、COVID-19以前から週1日リモートワークによる生産性向上のトライアルを開始してまいりました。現在はリモートワークを活用したハイブリッドワークを基本方針とし、従業員一人ひとりのライフスタイルに合わせた働き方の実現を推進しています。

・ロケーションセレクト制度

働く場所を「非日常の空間」に設定し「刺激」を得ることで、クリエイティブかつ生産性の高い働き方を実現すること、及び育児・介護、育児等を目的にオフィスや自宅以外の3rdプレイスでの勤務が可能となる、ロケーションセレクト制度を導入しております。

・スタイルセレクト制度

ライフステージの変化に伴い、通勤圏内から離れて生活することとなった場合においても、メドピアグループの一員として活躍できる環境を整備するため、オフィス出社を前提としない職務を担う、スタイルセレクト制度を導入しております。

・サブトラック制度

メドピアでの活動＝メイントラック/メドピア外での活動＝サブトラックをそれぞれ拡張することで、キャリア形成の促進やライフイベントへの時間投資を実現することを目的に、自己研鑽・ライフイベント対応支援のための「時間」を付与する制度を導入しております。

(従業員エンゲージメント)

・従業員持株会制度

直接雇用の全従業員を対象とし、自社の株式を取得できる持株会を組織しております。従業員による株式取得の促進、持株会制度の効果的な運用を行うため、各従業員の拠出金に対して10%の奨励金を当社が支給しています。

・リモートワーク手当

全従業員を対象とし、リモートワークでの勤務を前提に所定労働時間に応じたリモートワーク手当を導入しています。

・テックサポート制度

エンジニアの開発力の底上げを行い、メドピアの事業開発を加速させることを目的に、開発効率・スキル向上に関わるサポートを行っています。

・評価制度

半年に1度、上司とフィードバック面談を行い、目標の設定と評価結果についてフィードバックを実施する機会を設けています。ジョブグレードごとに要件を定め、社員一人ひとりの成長ステップを明確に示し、Mission・Visionに基づく「会社が目指す姿」に近づくための評価「Credo」に即した行動とスキルに関する個人の成長を評価し、成果と成長をそれぞれ報酬へ反映しています。

(健康と安全)

・医療相談サービス「first call」の導入

全従業員とその家族を対象に、健康管理のツールとして、医師によるオンライン健康相談サービス「first call」を導入しています。

・ストレスチェック

心のセルフケアと働きやすい職場環境の形成を目的とし、年に1回ストレスチェックを実施しています。

(ヘルステック企業としての取り組み)

・Healthtech/SUM

日本のヘルステック領域におけるエコシステムの循環を目的に、国内最大級のヘルステック・カンファレンスを、日本経済新聞社と共同開催しています。

・一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構(TELEQ)

当社をはじめ遠隔医療相談事業を展開する複数の事業者とともに、一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構(TELEQ)を設立しました。遠隔健康医療相談の環境整備や発展などを目的とし、社会全体が安全に利用できる遠隔医療相談の環境整備を行ってまいります。

・データ・セキュリティへの対応

「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護のための行動指針(プライバシーポリシー)」を遵守し、高度な情報セキュリティ管理体制を維持していくことに努めております。

ガバナンス

当社グループは、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。取り込みの詳細については「第4. 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

事業内容について

イ．インターネットについて

当社グループは、ヘルスケア領域においてインターネットを利用した事業を展開しており、同領域におけるインターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等が成長のために不可欠な条件と考えております。しかしながら、同領域におけるインターネット普及の障壁、利用に関する新たな規制やインターネットビジネス関連事業者を対象とする法的規制等の導入、その他予期せぬ要因によって、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、各法令順守体制の整備・強化とともに、社員教育の徹底により、新たな法的規制の導入等が生じた場合に速やかに対応できるよう努めております。

ロ．特定事業への依存について

当社グループの主たる収益は、製薬企業のマーケティング予算を中心としたドクタープラットフォーム事業による収入であります。2022年9月期における売上高(8,452,113千円)に占める同事業の売上高の比率は75.9%(6,419,329千円)であり、その依存度は高い状況にあります。従って、製薬企業における広告費の支出動向や他の媒体との競合の激化及び「MedPeer」サイトの健全性が損なわれること等により、「MedPeer」のブランド力が低下し、当社グループのマーケティング支援の売上高が減少した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、同事業には、一部顧客と会員の間でのメッセージのやりとりを伴うものが含まれます。メッセージの内容に関する責任は基本的に発信者自身が負いますが、当社グループのサービスを使った顧客、会員等による発信情報が当事者若しくは第三者に損害を与えた場合、それに関連して当社グループの責任が問われる可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、製薬企業のマーケティング支援を中心とした従来からの主力事業である集合知プラットフォーム事業に加え、薬局やクリニックに対してかかりつけ化支援サービスを提供するプライマリケアプラットフォーム事業、予防医療領域を対象として主に健康保険組合や企業の人事部門をクライアントに持つ予防医療プラットフォーム事業の3つを事業の柱とすべく、それぞれの事業に対して投資を推進しております。

ハ．当社グループの事業領域特有の各種規制について

「MedPeer」サイトに掲載している医療用医薬品に関する記載については、薬機法による規制を受けております。薬機法による規制については、厚生労働省が管轄官庁であります。当社グループは、医療用医薬品に関する「MedPeer」サイト上の記載が薬機法に準拠していることの確認を行っております。

また法的規制以外では、日本製薬工業協会が定める「製薬協コード・オブ・プラクティス」が存在します。製薬協コード・オブ・プラクティスとは、製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルールであり、当社グループでは当該コードの順守に努めております。

しかしながら、業界では各種規制の見直しが進んでおり、関連法令や業界団体による規制等の改廃、新設が行われた際に、当社グループが何らかの対応を余儀なくされた場合や、これらに対応できない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、各種法的規制に関して、法令順守体制の整備・強化、社員教育を行っており、新たな各種規制の導入等が生じた場合に速やかに対応できるよう努めております。

ニ．サイトの健全性の維持について

当社グループが運営するサービス内では、不特定多数の会員同士が独自にコミュニケーションを図っております。こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しており、サイト内において発生したトラブルが起因となり、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループの法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサイトのブランドイメージ悪化を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、サービスにおける禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がなされていることを確認するために、社内で独自のガイドラインを整備した上で監視を行っております。また、利用規約等に違反した会員に対しては担当者から改善要請等を行うことにより、一定の健全性は維持されているものと認識しております。

ホ．当社グループが運営するサービスの利用者の投稿コンテンツの利用について

当社グループが運営しているサービスの中には、会員が投稿したコンテンツを、投稿者への利用確認、個人情報の排除等の処理を行った上で、顧客へ提供、顧客の販促物に掲載、雑誌や新聞に掲載する場合があります。しかしながら、当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、掲載するコンテンツについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、必要な場合には投稿者への個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えております。

ヘ．サイト内に掲載される広告について

当社グループが運営するサイト及び当社グループが配信するメールマガジン等に掲載される広告において、法令や公序良俗に反するインターネット広告が掲載される等の瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や会員等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サイトのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、当社グループ独自の広告掲載基準と当該基準を順守するための業務フローを定め、関連部門に対して周知徹底する等法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めております。

ト．競合について

資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度を有する先行同業他社による模倣や、資本力、マーケティング力、専門性を有する企業等の参入によって、当社グループの競争優位性が低下または競争が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当社グループ運営サイト「MedPeer」は、会員である医師が臨床に有用な情報を効果的に得られるよう、医師目線を念頭に構成しており、医師間の情報共有に特化したサイトとして、様々な医師向けウェブサイトの中で特徴を有しているものと認識しております。

また、「MedPeer」会員数は15万人に達し（本書提出日現在）、薬剤評価掲示板への投稿累計数も66万件（本書提出日現在）を超えていることから、「MedPeer」会員のサイトへの参画度合は相当に高いと認識しております。このような会員層と会員数を獲得することは容易ではないものと考えられることから、新規の参入障壁は比較的高いものと認識しています。

チ．当社グループサービスの陳腐化又は代替サービスの参入について

当社グループの主な事業である製薬企業の医療用医薬品販売を対象とするマーケティング支援は、「MedPeer」会員である医師が医療用医薬品の処方権を持ち、患者に対し処方行動を行うことを前提としております。そのため、医薬品の処方を医師ではなく薬剤師や患者が直接行うようになる、また、従来の医療システムが抜本的に変わった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化する可能性があります。

その他、薬機法に定められた医薬品の広告に関する規制が撤廃・改変され、製薬企業による特定の医薬品の広告に関して、医療従事者であることの確認が不要とされた場合、一般向けの広告代理店等による代替サービスの参入の可能性があります、その場合当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、市場規模の拡大にともない、当社グループサービスの代替となる他のマーケティングツール等が普及する可能性及び当社グループの顧客が業務を自ら手がけて顧客内でマーケティング活動が完結する可能性等があり、その場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、業界環境や法規制の変化、市場動向を常に把握し、医師会員や顧客のニーズに合わせた新規事業の開発やサービス改善に努めております。

事業運営について

イ．個人情報、顧客情報の保護について

当社グループは、「MedPeer」サイト上で登録された医師会員の個人情報や特定保健指導や医療相談等により要配慮個人情報等を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

個人情報の流出等の重大なトラブルが当社グループ、当社グループの業務提携先又は当社グループの顧客で発生した場合には、個人情報保護法への抵触、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、顧客より事業に関する機密情報を受け取る場合がありますが、当社グループの主な顧客は互いに競合する製薬企業であり、顧客情報の取り扱いに細心の注意を払う必要があります。しかしながら、機密情報の流出等の重大なトラブルが当社で発生した場合、損害賠償の請求や信用の低下等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めております。個人情報取扱規程を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの順守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。顧客情報の取り扱いについても、顧客情報に関する業務フローを定め、厳格に管理するとともに社内教育の徹底を図っております。

ロ．知的財産権について

当社グループによる第三者の特許権、商標権等の知的財産権侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、当社グループの事業分野で当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により知的財産権が成立する可能性は否定できません。かかる場合には、当社グループが第三者の知的財産権を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの持つ知的財産権に対する第三者による侵害があったときにこれを把握できない、又は侵害に対して適切な対応ができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、弁護士、弁理士その他の専門家の意見をふまえて、調査可能な範囲で対応を行い、第三者の知的財産権侵害の回避を図るとともに、当社グループの知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っております。

八．技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入が相次いで行われております。この変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

これらの変化に対応するため、当社グループでは、技術者の確保に注力するとともに、スキル向上のための投資を積極的に行い開発環境の整備を進めております。

ニ．システム面について

当社グループの運営するサイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループが利用するソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。現在、多くのサーバーに関してクラウドサービスへの移行をしておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社グループサービスの提供に支障をきたす可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループは、利用するソフトウェア等の更新管理やアンチウイルスソフトの導入、パスワード管理、アクセスコントロールの徹底、ネットワーク内の多層防御の構築等の対策を講じるとともに、BCP対策を進めております。

ホ．ポイントシステムについて

当社グループは、一部サービスにおいて、寄付金やギフト券等に交換可能なポイントを会員に対して付与しております。このポイントが不正な操作等により、当社グループが正式に発行した以上に集められ、交換を求められた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、ポイントシステムに関連するシステムに対する脆弱性診断等を定期的実施しております。また、付与・利用状況のモニタリングを行う等、必要な内部統制を構築し、運用しております。

その他

イ．新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループでは、「MedPeer」サイトによるサービスを中心として、新規事業を展開する可能性があります。また、M&Aを新規事業への進出や事業拡大のための重要な手段の一つとして位置付けており、今後も既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。これらの新規事業の展開にあたってはその性質上、計画どおりに事業が展開できず投資を回収できなくなる可能性や、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

上記リスクに対しては、グループの企業価値向上に資するM&Aを実施すべく、事前に対象となる企業の経営状況を確認するほか、財務・法務面でのリスクの有無等、当該企業の風土や実態、価値を十分見極めた上で実施を決定しております。また、M&Aの実行後は、グループ会社間の連携を図り、シナジーを高めることにより、更なる業容拡大に努めます。

ロ．配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、当社グループは未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

八．新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日における新株予約権の個数は8,571個であり、発行済株式総数21,773,580株の7.9%に相当しております。当社の株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

二．新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの感染拡大による経済環境の悪化等が事業に与える影響について、今後も注視する必要があるものの、現時点では当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を与えるものとは認識しておりません。しかしながら、コロナ禍の長期化や感染拡大が継続した場合、従業員の感染による営業活動の制限や、クライアントの事業活動の縮小等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記リスクに対して、当社グループでは、取引先、従業員及びその家族の安全及び健康の確保を最優先事項に掲げ、リモートワークへの対応やWeb会議の促進等の取り組みを実施しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の概要)

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を用いております。そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、日本政府は健康寿命の延伸や社会保障制度の持続可能性の確保という問題に対して国を挙げて取り組むべく、健康・医療・介護分野それぞれのデータの有機的連結や、ICT等の技術革新の利活用を推進し、効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指す方針を示しております。また、超高齢社会を迎えるにあたり、国民一人ひとりが切れ目のない医療及び介護サービスを受けることができる環境整備が喫緊の課題であるとして、地域医療構想のPDCAサイクルを強化し、地域における医療・介護の総合的な確保を推進していくこととしております。

製薬企業は医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環としてウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワークなど、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、様々な領域でオンライン化が加速する中、医師による情報収集の中心もオンラインへシフトしております。これにより、製薬企業にとってのeマーケティングは、単なる情報提供ツールとしての役割から、医師一人ひとりのニーズや特性を把握し、マーケティング戦略を構築・展開する中心的な役割に進化していくことが見込まれます。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開するドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開するヘルスケアソリューション事業に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高8,452,113千円(前期は7,435,418千円)、営業利益1,063,716千円(同1,783,907千円)、経常利益1,113,716千円(同1,812,008千円)、親会社株主に帰属する当期純利益812,388千円(同1,293,475千円)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

ドクタープラットフォーム事業

ドクタープラットフォーム事業では、医師や医療現場を支援するため、「MedPeer」の15万人の医師会員を基盤とした集合知プラットフォームと、医療機関と患者をつなげるプライマリケアプラットフォームを展開しております。

当連結会計年度において、集合知プラットフォームでは、国内医師の約4割が利用する「MedPeer」上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、当社が運営する医学生学習支援プラットフォーム「みんコレ!」のサービスサイトをリニューアルし、同サービスが8,000人超の医学生に利用されたことで、「MedPeer」の会員数は15万人を突破しました。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした製薬企業のマーケティング活動の変化が進む状況において、医師とMRのダイレクトコミュニケーションツール「MedPeer Talk」に、MRが「Web講演会」の招待状を医師に直接送ることができるサービス「インビテーションTalk」を新たにリリースするなど、医療関連企業のデジタルトランスフォーメーションを促進する新サービスの開発のための投資を積極的に行ってまいりました。

プライマリケアプラットフォームにおいては、薬局向けアプリサービス「kakari」と、クリニック向けアプリサービス「kakari for Clinic」の拡販に注力してまいりました。「kakari」は、2022年6月に処方箋送信数が累計200万回、同年9月にはアプリダウンロード数が70万件を突破し、患者に「選ばれる」サービスとして薬局のかかりつけ化を促進させ、導入薬局の面処方応需の拡大を支援してまいりました。さらに、2022年7月には完全子会社である株式会社やくばとを設立し、同社において処方箋画像事前送信サービス「やくばと」を開始することを決定しております。

上記に加えて、2022年7月には在宅医療事務アウトソーシングサービスを運営する株式会社クラウドクリニックを株式交換により完全子会社化し、同年8月にはCSO事業などを営む株式会社EPフォース（現 MIフォース株式会社）の株式を2022年10月3日付で取得し完全子会社化することを公表するなど、M&Aを積極的に活用した事業の拡大にも取り組んでまいりました。

これらの結果、売上高は6,428,574千円（同5,777,739千円）、セグメント利益は1,609,137千円（同1,968,422千円）となりました。

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業では、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を行う予防医療プラットフォームを展開しております。

当連結会計年度において、予防医療プラットフォームでは、子会社の株式会社Mediplatが運営するクラウド型健康管理サービス「first call」、及び、子会社の株式会社フィットプラスが展開する特定保健指導事業の各事業の収益基盤の強化に注力してまいりました。また、株式会社Mediplatが展開するライフログプラットフォーム事業において、新たにCCCマーケティング株式会社（現 CCCMKホールディングス株式会社）との共同事業としてヘルスケアアプリ「Tヘルスケア」をリリースするとともに、ユーザーの健康状態に応じた疾患啓発を可能にする「疾患啓発プラットフォーム」へと発展させるべく事業を推進してまいりました。具体的には、蓄積したライフログデータを活用した取組を製薬企業と共同で展開するなど、更なる事業拡大に向けた施策を推進してまいりました。

これらの結果、売上高は2,041,934千円（同1,665,099千円）、セグメント利益は126,387千円（同289,412千円）となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度における資産合計は、前連結会計年度末に比べて812,679千円増加し、9,351,008千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ469,805千円増加し、7,712,448千円となりました。これは現金及び預金437,425千円の増加を主要因とするものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ342,874千円増加し、1,638,559千円となりました。有形固定資産は、人員増加に伴うパソコン等の備品の取得により前連結会計年度末と比較して14,821千円増加の211,520千円となりました。無形固定資産は、株式会社クラウドクリニックの連結子会社化によるのれんの増加312,255千円等により、前連結会計年度末と比較して219,660千円増加の699,923千円となりました。投資その他の資産は、関係会社株式が46,050千円、繰延税金資産が50,363千円増加したこと等により、前連結会計年度末と比較して108,391千円増加の727,115千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ55,801千円減少し、1,280,763千円となりました。これは未払金が61,033千円、短期借入金が50,000千円増加したものの、未払法人税等が262,468千円減少したことを主要因とするものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ13,945千円減少し、207,040千円となりました。これは長期借入金13,151千円の減少を主要因とするものであります。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ882,426千円増加し、7,863,203千円となりました。これは株式交換による資本剰余金の増加38,365千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加812,388千円を主要因とするものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて437,425千円増加し、6,138,758千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、前年度と比較して508,236千円の収入減となる853,232千円となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益1,113,763千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年度と比較して77,495千円の支出増となる422,885千円となりました。この主な要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出283,757千円、無形固定資産の取得による支出83,602千円、有形固定資産の取得による支出78,621千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、7,079千円となりました(前年度は15,442千円の支出)。この主な要因は、短期借入れによる収入50,000千円と、長期借入金の返済による支出56,997千円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2021年9月期	2022年9月期
自己資本比率	78.5%	81.1%
時価ベースの自己資本比率	970.24%	298.97%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0.1年	0.2年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	787.9倍	852.7倍

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注2) 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

(注3) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(生産、受注及び販売の実績)

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ドクタープラットフォーム事業	6,419,329	-
ヘルスケアソリューション事業	2,032,783	-
合計	8,452,113	-

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る販売実績については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。これにより、前年同期比は記載しておりません。

(経営者の視点による経営成績等の分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を及ぼす見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の状況」をご参照ください。

経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は8,452,113千円(前期は7,435,418千円)となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績の状況」、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (生産、受注及び販売の実績)」に記載のとおりであります。

(営業利益)

営業利益は1,063,716千円(同1,783,907千円)となりました。これは、売上高の増加により売上総利益が179,135千円増加したこと、及び販売費及び一般管理費が、人員増加による人件費及び支払手数料の増加等により前連結会計年度に比べ899,327千円増加したことによるものであります。

(経常利益)

営業外収益は、持分法による投資利益46,050千円を計上したこと等により53,955千円となりました。また、営業外費用は、消費税差額2,092千円を計上したこと等により3,955千円となりました。

以上の結果、経常利益は1,113,716千円(同1,812,008千円)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

税金等調整前当期純利益は、特別利益として新株予約権戻入益47千円を計上した結果1,113,763千円(同1,812,012千円)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は812,388千円(同1,293,475千円)となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況とキャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループの主な資金需要は、各セグメントにおいてサービスを提供するための労務費、業務委託費並びに販売費及び一般管理費等の営業費用となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、投資が必要な場合には、状況に応じて金融機関からの借入や株式を利用した資金調達で対応していくことを想定しております。

なお、前々期までに行われた新株予約権の行使による資金調達等を踏まえ、当社グループの財務基盤は健全であり、現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動によるキャッシュ・フローの水準については、事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しているものと考えております。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制、事業運営体制等、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。このため、事業環境を注視するとともに、優秀な人材の採用と組織体制の整備、内部統制システムの強化等により、これらのリスク要因に対応するよう努めて参ります。

4【経営上の重要な契約等】

(簡易株式交換による株式会社クラウドクリニックの完全子会社化)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会における決議により、当社が株式会社クラウドクリニック（以下、「クラウドクリニック」）を完全子会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」といいます。）を締結いたしました。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を必要とせず、クラウドクリニックについては、2022年6月13日開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、2022年7月1日付で手続きを完了し、クラウドクリニックを完全子会社化しております。

(1) 本株式交換の内容

当社を完全親会社とし、クラウドクリニックを完全子会社化とする株式交換

(2) 本株式交換の日（効力発生日）

2022年7月1日

(3) 本株式交換の目的

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、15万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の臨床などにおける疑問や悩みの解決をサポートしてまいりました。また、医師の集合知プラットフォームを核に、未病から終末期までの様々なヘルスケアの社会課題に応えるべく事業活動を推進しております。

クラウドクリニックは、「患者さんが在宅医療を選べる世の中に」をミッションに、在宅医療事務のアウトソーシングサービスを提供している会社です。専門性の高いスタッフによる在宅医療に特化した独自のサービスを強みとしており、累計20万件を超える豊富な支援実績を有しております。

昨今、高齢者人口の増加に伴い在宅医療のニーズが高まっており、高齢者人口が最大となる2040年以降も、継続して在宅患者数が増加していくと見込まれております。一方で、2024年4月から医師の時間外労働に対しても上限規制が適用されるなど、各医療機関において「医師の働き方改革」への対応も喫緊の課題となっております。そのような中、高齢化に伴う在宅医療や介護の需要増大に応えるためには、ICTを活用したサービス提供基盤と適切な人材の確保が必要となります。

このような状況を踏まえ、医師15万人以上の医師会員を中心とした医療における多方面の事業運営ノウハウとネットワークを持つ当社と、専門性の高いスタッフと在宅医療に特化した独自のサービスを有するクラウドクリニックが統合することで、より充実した在宅医療関連サービスの開発と提供が可能となると見込んでおります。

支援実績数は、医療事務業務を担当した月次患者数の累計です。

(4) 株式交換の方法

当社は、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により当社がクラウドクリニックの発行済株式の全部を取得する時点のクラウドクリニック株主に対し、その所有するクラウドクリニック株式1株につき330,000円の割合で金銭を交付するとともに、当社普通株式21,350株を割当交付します。

(5) 株式交換比率

	当 社 (株式交換完全親会社)	クラウドクリニック (株式交換完全子会社)
交換比率	1株	0.47株

(6) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」）にクラウドクリニックの株式価値の算定を依頼することとしました。ブルータスは、当社及びクラウドクリニックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ブルータスは、クラウドクリニックが非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値分析を行いました。

なお、ブルータスは、株式価値算定書の提出に際して、クラウドクリニック及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の調査、検証を行っておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。また、ブルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、クラウドクリニックの資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、クラウドクリニックからはこれらに関する評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、ブルータスは、倒

産、支払い停止またはそれらに類似する事項に関する適用法令下でのクラウドクリニックの信用力についての評価も行っておりません。加えて、クラウドクリニックの財務予測については、クラウドクリニック及び当社より当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではありません。

なお、DCF法の算定の基礎とした事業計画において、大幅な増減益となることが見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は本株式交換の実施を前提としておりません。

プルータスによりDCF法に基づき算定された、クラウドクリニック普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円/株）
DCF法	234,974円～494,975円

一方で、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所プライム市場に上場し、市場株価が存在することから、市場株価法（2022年5月11日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,569円、ならびに算定基準日の直近1ヶ月の取引日における終値平均3,279円を交換比率算定の基礎とする方法）を採用しております。

採用手法	算定結果（円/株）
市場株価法	2,569円～3,279円

当社は、プルータスによるクラウドクリニックの株式価値の算定結果を参考に、クラウドクリニックの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換に係わる割当ての内容について慎重に協議を重ねた結果、最終的にクラウドクリニック株式1株につき330,000円の割合で金銭を交付するとともに、当社普通株式21,350株を割当交付することといたしました。なお、クラウドクリニック株式1株当たりに交付する金銭の額（330,000円）及び当社普通株式の額（54,848.15円～70,006.65円）の合計額がプルータスによって算出されたクラウドクリニック株式の1株当たりの株式価値のレンジの範囲内であることから、妥当な水準であると判断しております。

（株式会社EPフォースの株式取得）

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2022年10月3日付で株式の取得手続きを完了しております。なお、同社は、2022年10月3日開催の臨時株主総会においてMIフォース株式会社への商号変更を決議しております

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は157,883千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

本社におけるPC等の備品の取得 62,967千円

ドクタープラットフォーム事業におけるシステムの開発・整備 41,261千円

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都 中央区)	ドクタープラ ットフォーム事業	事業用機 器ソフト ウェア等	102,523	87,484	84,998	-	275,005	203(21)

(注) 1. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。

2. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は197,375千円(国内子会社への転貸分も含む)であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2022年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
				工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 コルポ	本社 (東京都 中央区)	ドクタープラ ットフォーム事業	事業用機 器ソフト ウェア等	16,470	10,408	4,662	31,541	62(10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 上記の他、建物を賃借しており、年間賃借料は81,445千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,000,000
計	67,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年12月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,622,580	21,773,580	東京証券取引所 (プライム市場)	(注)1, 2
計	21,622,580	21,773,580	-	-

(注)1. 1単元の株式数は100株であります。

2. 提出日現在発行数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
 【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権 2014年11月13日の取締役会決議

決議年月日	2014年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3、執行役員1、従業員29
新株予約権の数(個)	1,116 [1,116] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 223,200 [223,200] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	909 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2016年1月1日 至 2024年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 909 資本組入額 455 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、下記 乃至 に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2015年 9 月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA（当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）が正の値となった場合行使可能割合：10%
2015年 9 月期乃至2018年 9 月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合行使可能割合：50%

2015年 9 月期乃至2018年 9 月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合行使可能割合：100%

- (2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7．新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）6 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8．1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3で定められる行使価額を調整して得られる額に、（注）6の(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権 2016年2月10日の取締役会決議

決議年月日	2016年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4、執行役員1、従業員27
新株予約権の数(個)	727 [727] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,400 [145,400] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日 至 2023年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 208 資本組入額 104 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2017年9月期乃至2019年9月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
2017年9月期及び2018年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
2018年9月期及び2019年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- (2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役に定めて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3で定められる行使価額を調整して得られる額に、（注）9の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）6に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権 2018年3月15日の取締役会決議

決議年月日	2018年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、監査役1、執行役員1 当社従業員71
新株予約権の数(個)	379 [374] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 75,800 [74,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2028年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 872 資本組入額 436 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、新株予約権の数、及び新株予約権の目的となる株式の数については、(注)5.新株予約権行使の条件に基づき、本有価証券報告書の提出をもって失効が確定する数を控除しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2.当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該営業利益が下記(a)または(b)に掲げる水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (a) 2019年9月期または2020年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：100%
 - (b) 2021年9月期または2022年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：50%なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (2) 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員または従業員を退任または退職した場合、当該退任または退職の時点で上記(1)に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

8. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）9の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権 2019年2月13日の取締役会決議

決議年月日	2019年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の数(個)	6,354 [6,354] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,270,800 [1,270,800] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2019年3月11日 至 2029年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、その余を資本準備金とする。

5. 新株予約権行使の条件

(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合は該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれていることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得事由

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

8. 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる

9. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）9 の(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4 に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

（注）5 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由

（注）6 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月2日 (注)2	275,600	9,010,050	175,970	686,363	175,970	708,787
2017年10月1日～ 2018年9月30日 (注)1	183,000	9,193,050	15,450	701,813	15,450	724,237
2018年10月1日～ 2019年6月30日 (注)1	311,300	9,504,350	363,821	1,065,635	363,821	1,088,059
2019年7月1日 (注)3	9,504,350	19,008,700	-	1,065,635	-	1,088,059
2019年7月1日～ 2019年9月30日 (注)1	754,200	19,762,900	241,098	1,306,734	241,098	1,329,158
2019年10月1日～ 2020年2月12日 (注)1	1,023,400	20,786,300	584,075	1,890,809	584,075	1,913,233
2020年2月13日 (注)4	3,600	20,789,900	3,609	1,894,418	3,609	1,916,842
2020年2月13日～ 2020年9月30日 (注)1	683,200	21,473,100	102,521	1,996,939	102,521	2,019,363
2020年10月1日～ 2021年1月31日 (注)1	65,200	21,538,300	17,511	2,014,450	17,511	2,036,875
2021年2月1日 (注)5	1,890	21,540,190	7,361	2,021,812	7,361	2,044,236
2021年2月1日～ 2021年9月30日 (注)1	34,000	21,574,190	6,725	2,028,537	6,725	2,050,962
2021年10月1日～ 2022年1月31日 (注)1	4,000	21,578,190	1,745	2,030,282	1,745	2,052,707
2022年2月1日 (注)6	8,840	21,587,030	14,563	2,044,846	14,563	2,067,270
2022年2月1日～ 2022年6月30日 (注)1	12,200	21,599,230	5,322	2,050,169	5,322	2,072,593
2022年7月1日 (注)7	21,350	21,620,580	-	2,050,169	38,365	2,110,959
2022年7月1日～ 2022年9月30日 (注)1	2,000	21,622,580	872	2,051,041	872	2,111,831

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 1,277円
 資本組入額 638.5円
 割当先 スギホールディングス株式会社

3. 株式分割（1株：2株）によるものであります。
4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 2,005円
 資本組入額 1,002.5円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)3名及び執行役員5名
5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 7,790円
 資本組入額 3,895円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)4名及び執行役員4名
6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行
 発行価額 3,295円
 資本組入額 1,647.5円
 割当先 当社の取締役(社外取締役を除きます。)3名及び執行役員5名
 当社子会社の取締役2名
7. 当社を完全親会社、株式会社クラウドクリニックを完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行
 発行価額 1,797円
 資本組入額 - 円
8. 2022年10月3日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が150,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ153,450千円増加しております。
9. 2022年10月1日から11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ436千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	13	47	109	156	31	12,926	13,282	-
所有株式数（単元）	-	23,950	5,956	19,418	31,488	430	134,667	215,909	31,680
所有株式数の割合（%）	-	11.1	2.7	9.0	14.6	0.2	62.4	100.0	-

(注) 自己株式1,314株は、「個人その他」に13単元、「単元未満株式の状況」に14株含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
石見 陽	東京都港区	5,194,110	24.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,740,900	8.05
BOZO株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー5階トラスティーズ・コンサルティングLLP内	1,250,000	5.78
堺 昌彦	北海道小樽市	900,000	4.16
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUXELLES, BELGIUM(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	700,000	3.24
山中 篤史	埼玉県上尾市	566,500	2.62
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町1丁目8番4号	551,200	2.55
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381593(常任代理人株式会社みずほ銀行)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG(東京都港区港南2丁目15番1号)	316,900	1.47
BNYM TREATY DTT 15(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A.(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	241,300	1.12
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	56, GRAND RUE L-1660 LUXEMBOURG(東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	210,913	0.98
計	-	11,671,823	53.98

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株主は、すべて各社が信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式です。
- 2 2022年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー並びに野村アセットマネジメント株式会社が2022年9月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式	株券等保有割合
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	株式 70,682株	0.33%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	株式 346,100株	1.60%
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	株式 832,800株	3.85%

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,589,600	215,896	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 31,680	-	-
発行済株式総数	21,622,580	-	-
総株主の議決権	-	215,896	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式14株が含まれています。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式の割合(%)
メドピア株式会社	東京都中央区築地一丁目13番1号	1,300	-	1,300	0.01
計	-	1,300	-	1,300	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	608	68,032
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 当事業年度における取得自己株式608株は、譲渡制限付株式の無償取得576株及び単元未満株式の買取り32株によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,314	-	1,314	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。しかしながら、成長過程にある現時点の当社グループにおいては、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えており、創業以来配当は行っておりません。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、期末配当の年1回を基本方針としております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは、医師に中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が持続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、うち社外取締役が3名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役3名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りの強化に努めております。

定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ハ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ニ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

ア．自己株式の取得

当社は自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経済情勢の変化に応じて財務戦略等の経営戦略を機動的に遂行するためであります。

イ．中間配当

当社は取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うためであります。

ホ．監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

ヘ．指名報酬委員会

当社は任意の機関として独立社外取締役3名を構成員とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、必要に応じて随時開催されており、取締役の選定及び報酬に関する事項について諮問を受け、審議を行い、答申をいたします。

ト．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

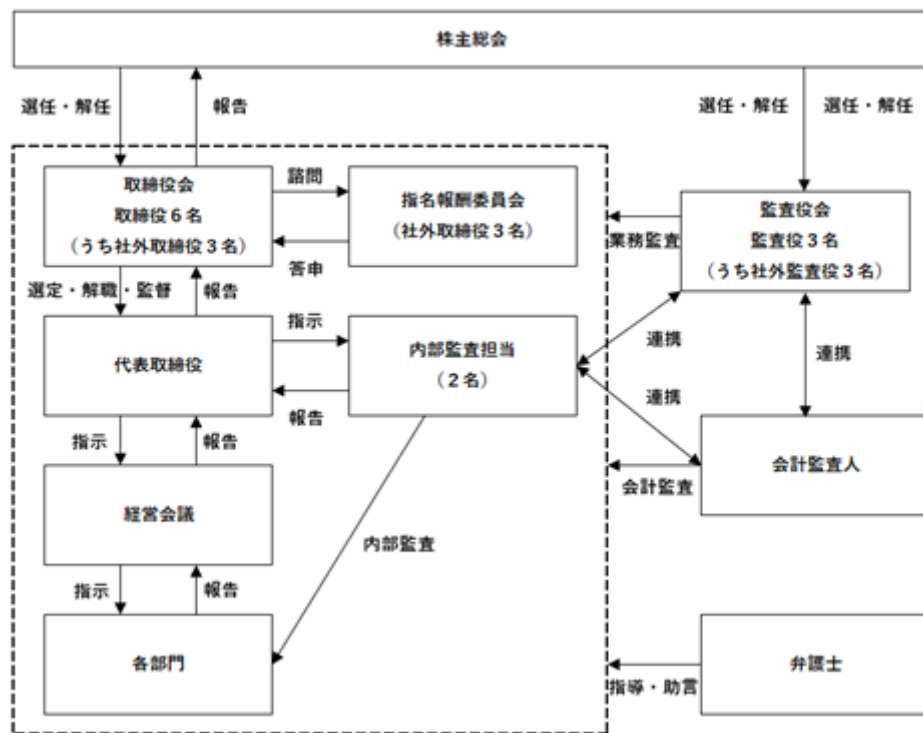
リ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

ヌ．当社のコーポレート・ガバナンス体制図



（当該企業統治の体制を採用する理由）

当社は、経営に対する意思決定のスピードアップと企業活動の透明性を高めるために上記の企業統治体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「Mission」「Vision」及び各種規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び全従業員に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。

取締役会は、コンプライアンスに関する各種規程を制定するとともに、取締役及び全従業員がコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスク・マネジメント委員会（委員長：代表取締役社長）を設置してリスク管理体制の整備に努めてまいります。また、四半期に一回、コンプライアンスリスクに関して報告を受け、対処が必要な課題には速やかに対応するよう努めてまいります。

取締役会は、コーポレート本部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。

監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。

内部監査担当部署は、原則として全ての部門及び子会社を監査対象として、毎年、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、各部署における内部統制の有効性や腐敗防止を含む各種コンプライアンスの遵守状況などを監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。

腐敗防止の取り組みとして法令及び企業倫理の遵守を徹底しています。また、その実効性を高めるために取引先や公務員等との接待・贈答が発生する場合の手続きについては、コンプライアンス規程を制定し厳格な運営を行っています。

コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス実践に必要な知識の習得を図るため、新たに当社で勤務を開始する従業員向けの研修や、全従業員（派遣社員を含みます。）を対象としたコンプライアンス教育・研修を年に1回以上実施しています。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものとしたします。

「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとしたします。

万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとしたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。

取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとしたします。

取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとしたします。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。

前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものといたします。

上記に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。

取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。

取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「ヘルプライン規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。

当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

(10) その他監査役職務の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。

監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社では、リスク管理に関するリスクマネジメント規程を定めると共に、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、社内リスクの洗い出しとそれらのレベル分けを行い、優先的対応案件からの順次の対応と予防、再発防止策の策定及び実施を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	石見 陽	1974年 3月 9日	1999年 4月 東京女子医科大学病院 循環器 内科学入局 2004年12月 株式会社メディカル・オプリー ジュ(現当社) 設立 当社取締 役 2005年 6月 当社代表取締役社長(現任) 2014年10月 株式会社総合臨床ホールディン グス(現株式会社EP総合) 取締 役 2019年12月 EPSホールディングス株式会社 社外取締役 2020年 5月 メドピアキャリアエージェント 株式会社取締役(現任) 2021年 8月 株式会社Mediplat代表取締役 (現任) 2021年11月 一般社団法人遠隔健康医療相談 適正推進機構代表理事(現任) 2021年12月 株式会社フィッツプラス取締役 (現任) 2022年10月 MIフォース株式会社取締役(現 任)	(注) 4	5,194,110
取締役	平林 利夫	1981年 2月22日	2003年 4月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所 2006年 9月 株式会社エニグモ入社 2011年 1月 グローウィン・パートナーズ株 式会社入社 2013年 5月 当社入社 2018年 5月 当社執行役員 2020年 5月 メドピアキャリアエージェント 株式会社監査役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年 8月 メドクロス株式会社取締役 2021年11月 一般社団法人遠隔健康医療相談 適正推進機構監事(現任) 2022年 7月 株式会社クラウドクリニック取 締役(現任)	(注) 4	60,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	天坊 吉彦	1975年12月7日	1999年4月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2013年6月 株式会社ローランド・ベルガー入社 2014年2月 当社入社 2017年7月 株式会社medパス取締役(現任) 2018年5月 当社執行役員 2020年1月 株式会社コルボ取締役(現任) 2020年11月 メドクロス株式会社取締役(現任) 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年8月 株式会社フィッツプラス取締役(現任) 2021年8月 メドピアキャリアエージェント株式会社取締役(現任) 2021年12月 株式会社Mediplat取締役(現任) 2022年10月 MIフォース株式会社取締役(現任)	(注)4	31,000
取締役 (非常勤)	川名 正敏	1953年11月27日	1978年5月 東京女子医科大学 循環器内科学入局 1991年9月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員 1991年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員 2004年3月 東京女子医科大学循環器内科教授 2005年4月 同大学附属青山病院病院長 2014年4月 東京女子医科大学病院副院長 2014年11月 同院総合診療科教授 2018年6月 伊藤忠商事株式会社社外取締役(現任) 2019年4月 東京女子医科大学名誉教授(現任) 2019年12月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (非常勤)	志村 正之	1958年9月7日	1982年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長 2015年4月 同行専務執行役員 2017年5月 三井住友カード株式会社専務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年7月 株式会社Shimura&Partners代表取締役(現任) 2019年8月 BASE株式会社社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 株式会社HashPort社外取締役(現任)	(注)4	300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (非常勤)	瀬戸 まゆ子	1969年6月26日	2000年2月 日本イーライリリー株式会社入社 2002年12月 GEジャパン株式会社入社 2008年11月 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社入社 2012年4月 メットライフアリコ生命保険株式会社(現 メットライフ生命保険株式会社)執行役員 2016年1月 武田薬品工業株式会社入社 2020年4月 株式会社リコー コーポレート 上級執行役員(現任) 2022年12月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
監査役 (常勤)	末吉 俊一	1958年5月5日	1981年4月 三菱商事株式会社入社 2006年7月 米国三菱商事会社入社 2013年4月 株式会社メタルワン入社 2017年12月 当社社外監査役(現任) 2018年4月 株式会社Mediplat監査役(現任) 2018年4月 株式会社フィッツプラス監査役(現任)	(注)5	-
監査役 (非常勤)	葉山 孝	1947年11月12日	1970年4月 日本生命保険相互会社入社 2002年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2005年3月 公認会計士葉山孝事務所代表(現任) 2007年9月 株式会社CELL(現株式会社ドワンゴ)取締役 2012年12月 当社社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社ミツバ社外取締役(現任) 2017年2月 日本法務補償株式会社(現エール少額短期保険株式会社)取締役(非常勤)	(注)5	83,000
監査役 (非常勤)	佐藤 弘康	1974年6月17日	2001年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現成和明哲法律事務所) 2009年4月 成和明哲法律事務所パートナー 2012年12月 当社社外監査役(現任) 2018年9月 法律事務所Comm&Path(現任)	(注)5	-
計					5,368,410

- (注)1. 取締役 川名正敏、志村正之及び瀬戸まゆ子は、社外取締役であります。
2. 監査役 末吉俊一、葉山孝及び佐藤弘康は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年12月15日の定時株主総会終結の時から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年12月16日の定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化、及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には次の5名を選任しております。
- 執行役員 冬木 裕人 集合知プラットフォーム事業部長
メドピアキャリアエージェント株式会社 代表取締役
- 執行役員 七久保 卓郎 メディカルビジネス事業部長
メドクロス株式会社 代表取締役
- 執行役員 森 優子 オペレーション企画部長
- 執行役員 縄田 愛美 メディカルビジネス事業副部長、グループ戦略室長
株式会社Mediplat 取締役
- 執行役員 平川 弘通 VPoE室長

社外役員の状況

当社の取締役6名のうち3名は社外取締役であり、監査役3名は全て社外監査役であります。

社外取締役に、独立した立場からの監督機能を、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを期待して選任し、経営監視機能の実効性を確保しております。

社外取締役の川名正敏は、病院経営の経験と医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外取締役の志村正之は、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外取締役の瀬戸まゆ子は、大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で監督、提言を行うことが可能であると判断しております。

社外監査役の末吉俊一は、事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の葉山孝は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の佐藤弘康は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する豊富な経験と高い知識を有しており、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外取締役志村正之は当社普通株式300株を保有しており、社外監査役葉山孝は当社普通株式83,000株を保有しておりますが、これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役に関しては会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、取締役会に出席し、積極的な意見交換や助言を行っております。また、取締役会の資料は原則として取締役会事務局により社外取締役に対して事前配布しており、社外取締役が十分な検討をする時間を確保するとともに、コーポレート本部担当取締役から付議事項の事前説明を行っております。社外取締役に対しては、重要会議の議事や結果についても適時に報告を行っており、経営監視機能が適切に発揮されるよう連携を図っております。

なお、監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携の状況につきましては、後記の「(3) 監査の状況」に記載しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、1回の定時監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

なお、常勤監査役の末吉俊一は、監査部長経験者として、事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、米国公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。また、社外監査役の葉山孝は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、社外監査役の佐藤弘康は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する豊富な経験と高い知識を有しております。

当事業年度において、監査役会を21回開催しており、監査役3名とも全ての監査役会に出席しております。各監査役は、年度当初に策定した監査方針・監査活動計画に従い、取締役の業務執行状況、内部統制システムの構築および運用状況、重要な稟議書類等について監査を実施し、期中において把握した課題や問題点等については、監査結果及び監査役会としての意見を取り纏めた資料を作成し、代表取締役と内容を共有しております。また、業務監査により把握した会社の活動や実情を踏まえて、計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているか、会計処理が適正であるか、また、会計監査人による監査の方法・結果の相当性等について監査を行い、監査意見を形成しております。

常勤監査役は、経営会議、事業部定例会議などの取締役会以外の重要な会議に出席し、重要な意思決定が適切なプロセスを経て行われているか確かめております。また、代表取締役や会計監査人及び内部監査担当者と定期的に連携を図ることで、社内情報の収集を行っております。

内部監査の状況

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、内部監査責任者が所属している部門の内部監査については、代表取締役が別部門から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。

内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役、内部監査責任者と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
 有限責任監査法人 トーマツ
- b. 継続監査期間
 第9期より10年間
- c. 業務を執行した公認会計士の氏名
 指定有限責任社員業務執行社員 伊藤裕之
 指定有限責任社員業務執行社員 萬 政広
- d. 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士3名、会計士試験合格者等4名、その他12名
- e. 監査法人の選定方針と理由
 会計監査人の選定にあたっては、会計監査人として必要とされる専門性・独立性・品質管理体制、当社グループの事業に対する理解度、報酬の合理性等を総合的に勘案し、決定しております。
- f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価
 当社の監査役会は、監査法人に対して毎期評価を行っております。各監査役は、有限責任監査法人 トーマツと緊密なコミュニケーションをとっており、監査の実施状況を適時かつ適切に把握しております。その結果、有限責任監査法人 トーマツによる監査が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	39,000	-	44,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	39,000	-	44,000	-

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト トーマツ グループ)に対する報酬(a.を除く)
 該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、当社監査役会の同意を得たうえで決定しております。
- e. 監査役会による監査報酬の同意理由
 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査内容、会計監査の職務遂行及び報酬の算定根拠などが当社の事業規模や事業内容に照らして適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社では、「Supporting Doctors, Helping Patients.」という企業ミッションの下、事業規模の拡大を図り、企業価値の拡大を実現させることを念頭に事業活動を展開しており、その職責に相応しい報酬制度とすることを基本方針としております。また、2019年9月期までは固定報酬及びストック・オプションの付与を通じて報酬としていましたが、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、2019年11月13日付の取締役会において、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入することといたしました。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が報酬額の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬及び譲渡制限付株式が報酬総額の5割程度となることを想定しています。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内、監査役の報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内とすることについて承認をいただいております。

当社の取締役の報酬の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬規程に基づき株主総会が定める報酬限度額の範囲内で、世間水準、経営内容とのバランス等を考慮して、社外取締役3名で構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

< 個別報酬額の決定手続き >

取締役の個別報酬額は、取締役の役位に基づき、役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

< 非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き >

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	85,880	74,850	1,627	9,403	9,403	4
社外役員	26,100	26,100	-	-	-	5

(注) 1. 対象となる役員の員数並びに報酬等の総額には、当期中に退任した取締役1名分を含んでおります。

2. 譲渡制限付株式制度の概要は以下のとおりです。

譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法

（１）業績連動報酬の指標

業績連動報酬の指標を、連結売上高及び連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

（２）業績連動報酬額の決定方法

2022年9月期の業績連動報酬の額の決定方法の概要は以下の通りであります。役員報酬規程に基づき当該方法にて算定された当連結会計年度に係る業績連動報酬額を2022年11月17日開催の取締役会へ上程、承認しております。

業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない。

2022年9月期の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、2021年11月11日付の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した2022年9月期の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役員別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と2022年9月期の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

算定式

算定式：連結営業利益予想 × 役員別支給乗率 × 業績達成支給乗率

a. 役員別支給乗率

役員	支給乗率
代表取締役	0.20%
役付取締役	0.15%
取締役	0.12%

b. 業績達成支給乗率

業績達成支給乗率=連結売上高達成率 × 50%+連結営業利益達成率 × 50%

・ 連結売上高達成率

達成率	90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

・ 連結営業利益達成率

達成率	70%未満	70%以上 100%未満	100%以上 130%未満	130%以上 150%未満	150%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

(3) 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績目標達成度の目標および実績は以下の通りです。

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結売上高	10,500,000	8,452,113
連結営業利益	2,500,000	1,063,716

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により、財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計専門誌等の定期購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,701,332	6,138,758
受取手形及び売掛金	1,302,315	-
受取手形	-	2,710
売掛金	-	1,257,761
契約資産	-	77,178
仕掛品	124,116	30,468
その他	114,879	206,338
貸倒引当金	-	766
流動資産合計	7,242,643	7,712,448
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,116,395	1,102,523
工具、器具及び備品(純額)	1,73,892	1,104,335
その他	1,6,410	1,4,662
有形固定資産合計	196,699	211,520
無形固定資産		
のれん	119,691	431,947
ソフトウェア	222,508	177,334
ソフトウェア仮勘定	34,918	-
顧客関連資産	103,143	90,641
無形固定資産合計	480,262	699,923
投資その他の資産		
関係会社株式	2,88,768	2,134,819
投資有価証券	136,331	131,193
敷金	233,748	234,892
繰延税金資産	143,828	194,191
その他	16,047	32,018
投資その他の資産合計	618,723	727,115
固定資産合計	1,295,685	1,638,559
資産合計	8,538,329	9,351,008

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,195	78,388
未払金	266,222	327,255
短期借入金	-	50,000
1年内返済予定の長期借入金	56,136	62,090
未払法人税等	366,549	104,080
賞与引当金	87,547	106,189
役員賞与引当金	7,221	-
ポイント引当金	141,781	172,754
契約負債	-	159,285
その他	323,912	220,719
流動負債合計	1,336,565	1,280,763
固定負債		
長期借入金	80,184	67,033
資産除去債務	78,815	79,123
繰延税金負債	57,219	57,728
その他	4,766	3,155
固定負債合計	220,986	207,040
負債合計	1,557,551	1,487,804
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,028,537	2,051,041
資本剰余金	2,245,584	2,306,453
利益剰余金	2,431,410	3,236,973
自己株式	576	644
株主資本合計	6,704,955	7,593,823
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,036	11,046
その他の包括利益累計額合計	7,036	11,046
新株予約権	9,634	9,578
非支配株主持分	273,223	270,848
純資産合計	6,980,777	7,863,203
負債純資産合計	8,538,329	9,351,008

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	7,435,418	8,452,113
売上原価	2,580,777	3,418,336
売上総利益	4,854,641	5,033,776
販売費及び一般管理費	3,070,733	3,970,060
営業利益	1,783,907	1,063,716
営業外収益		
受取利息	243	223
持分法による投資利益	34,223	46,050
補助金収入	3,705	2,493
その他	1,619	5,188
営業外収益合計	39,791	53,955
営業外費用		
支払利息	1,895	1,087
本社移転費用	8,748	-
消費税差額	-	2,092
その他	1,047	775
営業外費用合計	11,691	3,955
経常利益	1,812,008	1,113,716
特別利益		
新株予約権戻入益	4	47
特別利益合計	4	47
税金等調整前当期純利益	1,812,012	1,113,763
法人税、住民税及び事業税	520,803	339,622
法人税等調整額	41,026	40,586
法人税等合計	479,776	299,036
当期純利益	1,332,235	814,727
非支配株主に帰属する当期純利益	38,759	2,339
親会社株主に帰属する当期純利益	1,293,475	812,388

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純利益	1,332,235	814,727
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,075	4,010
その他の包括利益合計	1,075	4,010
包括利益	1,331,159	810,716
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,292,400	808,377
非支配株主に係る包括利益	38,759	2,339

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,996,939	2,213,986	1,137,934	448	5,348,411
当期変動額					
新株の発行	7,361	7,361			14,723
新株の発行（新株予約権の行使）	24,236	24,236			48,473
親会社株主に帰属する当期純利益			1,293,475		1,293,475
自己株式の取得				127	127
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	31,598	31,598	1,293,475	127	1,356,544
当期末残高	2,028,537	2,245,584	2,431,410	576	6,704,955

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,960	5,960	10,054	229,564	5,582,068
当期変動額					
新株の発行					14,723
新株の発行（新株予約権の行使）					48,473
親会社株主に帰属する当期純利益					1,293,475
自己株式の取得					127
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,075	1,075	419	43,659	42,164
当期変動額合計	1,075	1,075	419	43,659	1,398,708
当期末残高	7,036	7,036	9,634	273,223	6,980,777

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,028,537	2,245,584	2,431,410	576	6,704,955
会計方針の変更による 累積的影響額			6,825		6,825
会計方針の変更を反映し た当期首残高	2,028,537	2,245,584	2,424,584	576	6,698,129
当期変動額					
新株の発行	14,563	14,563			29,127
新株の発行（新株予約 権の行使）	7,939	7,939			15,879
株式交換による増加		38,365			38,365
親会社株主に帰属する 当期純利益			812,388		812,388
自己株式の取得				68	68
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	22,503	60,869	812,388	68	895,693
当期末残高	2,051,041	2,306,453	3,236,973	644	7,593,823

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	7,036	7,036	9,634	273,223	6,980,777
会計方針の変更による 累積的影響額				4,713	11,539
会計方針の変更を反映し た当期首残高	7,036	7,036	9,634	268,509	6,969,237
当期変動額					
新株の発行					29,127
新株の発行（新株予約 権の行使）					15,879
株式交換による増加					38,365
親会社株主に帰属する 当期純利益					812,388
自己株式の取得					68
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,010	4,010	56	2,339	1,727
当期変動額合計	4,010	4,010	56	2,339	893,966
当期末残高	11,046	11,046	9,578	270,848	7,863,203

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,812,012	1,113,763
減価償却費	131,986	137,696
のれん償却額	37,213	48,089
受取利息及び受取配当金	1,383	1,396
支払利息	1,895	1,087
持分法による投資損益(は益)	34,223	46,050
売上債権の増減額(は増加)	12,048	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	-	37,378
棚卸資産の増減額(は増加)	89,508	39,009
仕入債務の増減額(は減少)	36,578	8,806
賞与引当金の増減額(は減少)	59,745	13,865
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3,255	7,221
未払金の増減額(は減少)	1,103	61,505
未払消費税等の増減額(は減少)	21,992	66,354
ポイント引当金の増減額(は減少)	46,616	30,972
その他	8,462	97,783
小計	1,843,296	1,451,321
利息及び配当金の受取額	1,383	1,492
利息の支払額	1,727	1,000
法人税等の支払額	481,483	598,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,361,468	853,232
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	112,318	78,621
無形固定資産の取得による支出	135,678	83,602
敷金の差入による支出	136,330	10
敷金の回収による収入	58,841	-
貸付金の回収による収入	2,100	24,100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	² 283,757
事業譲受による支出	24,000	-
その他	1,996	993
投資活動によるキャッシュ・フロー	345,389	422,885
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	66,579	56,997
株式の発行による収入	48,057	15,870
非支配株主からの払込みによる収入	4,900	-
自己株式の取得による支出	127	68
その他	1,692	1,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,442	7,079
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,000,636	437,425
現金及び現金同等物の期首残高	4,700,696	5,701,332
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 5,701,332	¹ 6,138,758

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社Mediplat

株式会社フィッツプラス

株式会社コルボ

メドピアキャリアエージェント株式会社

メドクロス株式会社

株式会社クラウドクリニック

株式会社やくばと

(2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社やくばとを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、2022年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、株式会社クラウドクリニックを完全子会社とする株式交換を行ったため、同社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

2社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社medパス

Nichi-Med株式会社

(2) 持分法の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち事業年度が連結会計年度と異なる会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～31年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

広告配信

広告配信では、当社グループが運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法（原価回収基準）によっております。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

運営サービス

当社グループが運営する医療相談、薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～8年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

顧客関連資産及びのれんの評価

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客関連資産	103,143千円	90,641千円
のれん	119,691千円	431,947千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該顧客関連資産及びのれんについて、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からの医療コンテンツの企画制作や医療事務受託等の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定しており、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける可能性があります。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表における、顧客関連資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 初期設定費用

従来は、一部サービスの初期設定に係る対価を設定完了時において一括で収益を認識しておりましたが、主たるサービスの契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

(2) 制作請負契約

従来は成果物の検収時に一括で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法(原価回収基準)に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,315千円増加し、売上原価は16,540千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ774千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,825千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示することといたしました。

また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額(は増加)」は、当連結会計年度より「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」に含めて表示することといたしました。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた4,096千円は、「貸付金の回収による収入」2,100千円、「その他」1,996千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
減価償却累計額(減損損失累計額を含む)	248,547千円	273,261千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
関係会社株式	88,768千円	134,819千円

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	220,981千円	239,187千円
給料及び手当	747,665	1,044,702
役員賞与引当金繰入額	7,221	-
賞与引当金繰入額	89,082	103,999
広告宣伝費	110,040	185,360
ポイント費用	433,476	501,368
ポイント引当金繰入額	46,616	30,972
支払手数料	505,511	696,548
のれん償却	37,213	48,089

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	1,644千円	6,131千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,644	6,131
税効果額	568	2,121
その他有価証券評価差額金	1,075	4,010
その他の包括利益合計	1,075	4,010

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	21,473,100	101,090	-	21,574,190
合計	21,473,100	101,090	-	21,574,190
自己株式				
普通株式	478	228	-	706
合計	478	228	-	706

(変動事由の概要)

増加の内訳は次のとおりであります。

(発行済株式)

新株予約権の権利行使による増加 99,200株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加 1,890株

(自己株式)

譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加 200株
単元未満株式の買取りによる増加 28株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	9,634
	合計		-	-	-	-	9,634

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	21,574,190	48,390	-	21,622,580
合計	21,574,190	48,390	-	21,622,580
自己株式				
普通株式	706	608	-	1,314
合計	706	608	-	1,314

(変動事由の概要)

増加の内訳は次のとおりであります。

(発行済株式)

新株予約権の権利行使による増加	18,200株
譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加	8,840株
株式交換による増加	21,350株

(自己株式)

譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加	576株
単元未満株式の買取りによる増加	32株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	9,578
	合計		-	-	-	-	9,578

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	5,701,332千円	6,138,758千円
現金及び現金同等物	5,701,332	6,138,758

- 2 当連結会計年度に株式交換により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
 株式交換により新たに株式会社クラウドクリニックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	76,474千円
固定資産	3,189
のれん	360,344
流動負債	21,842
固定負債	49,800
株式の取得価額	368,365
現金及び現金同等物	46,242
株式交換による当社株式の交付価額	38,365
差引：取得のための支出	283,757

- 3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
株式交換による資本剰余金増加額	- 千円	38,365千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、変動金利での借入金であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、コーポレート本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性があると認められる債権債務はありません。また、保有株式の時価はコーポレート本部にて定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	233,748	208,369	25,378
(2) 投資有価証券（*2）	35,672	35,672	-
資産計	269,420	244,042	25,378
(1) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	136,320	135,875	444
負債計	136,320	135,875	444

（*1）「現金」については記載を省略しています。「預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「未払金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	88,768
出資金	100,658

当連結会計年度（2022年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金	234,892	188,740	46,151
(2) 投資有価証券（*2）	30,534	30,534	-
資産計	265,427	219,275	46,151
(1) 長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	129,123	128,155	967
負債計	129,123	128,155	967

（*1）「現金」については記載を省略しています。「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	134,819
出資金	100,658

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年9月30日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,701,332	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,302,315	-	-	-
敷金	-	97,417	-	136,330
合計	7,003,647	97,417	-	136,330

当連結会計年度(2022年9月30日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,138,758	-	-	-
受取手形	2,710	-	-	-
売掛金	1,257,761	-	-	-
敷金	-	98,562	-	136,330
合計	7,399,230	98,562	-	136,330

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年9月30日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	56,136	56,184	24,000	-	-	-
合計	56,136	56,184	24,000	-	-	-

当連結会計年度(2022年9月30日)

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	62,090	30,324	6,324	6,324	6,324	17,737
合計	62,090	30,324	6,324	6,324	6,324	17,737

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	30,534	-	-	30,534

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	188,740	-	188,740
資産計	-	188,740	-	188,740
長期借入金 （1年内返済予定分を含む）	-	128,155	-	128,155
負債計	-	128,155	-	128,155

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	35,672	45,464	9,791
合計		35,672	45,464	9,791

(注)出資金(連結貸借対照表計上額100,658千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	30,534	46,457	15,923
合計		30,534	46,457	15,923

(注)出資金(連結貸借対照表計上額100,658千円)については、市場価格がないため記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
新株予約権戻入益	4	47

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2019年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、執行役員 1名 当社従業員 29名
株式の種類及び付与数	普通株式 649,000株
付与日	2014年12月25日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、下記乃至に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>2015年9月期において、売上高が14.5億円を超過し、かつEBITDA(当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及び無形固定資産償却費を加算した額をいい、以下同様とする。なお、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。)が正の値となった場合 行使可能割合：10%</p> <p>2015年9月期乃至2018年9月期のうち、いずれかの期において売上高が20億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：50%</p> <p>2015年9月期乃至2018年9月期のうち、いずれかの期において売上高が30億円を超過し、かつ当該超過した期においてEBITDAが正の値となった場合 行使可能割合：100%</p> <p>(2) 上記(1)における売上高及びEBITDAの判定において、適用される会計基準の変更等により売上高もしくは参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年1月1日～2024年11月26日

第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、執行役員 1名 当社従業員 27名
株式の種類及び付与数	普通株式 532,800株
付与日	2016年2月29日
権利確定条件	<p>(1) 新株予約権者は、2017年9月期乃至2019年9月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益が次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">2017年9月期及び2018年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p style="padding-left: 40px;">2018年9月期及び2019年9月期の経常利益の累積額が500百万円を超過した場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>(2) 上記(1)における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員を退任又は退職した場合、上記(1)に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年1月1日～2023年2月28日

	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、 監査役1名、執行役員1名 当社従業員71名
株式の種類及び付与数	普通株式 300,000株
付与日	2018年3月30日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該営業利益が下記(a)または(b)に掲げる水準を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 2019年9月期または2020年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：100%</p> <p>(b) 2021年9月期または2022年9月期のいずれかの期の営業利益が1,500百万円を超過した場合：50%</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員または従業員を退任または退職した場合、当該退任または退職の時点で上記に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年1月1日～2028年3月29日

第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,270,800株
付与日	2019年 3 月 8 日
権利確定条件	<p>割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 か月平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年 3 月11日 ~ 2029年 3 月 8 日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権	第16回 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	223,200	145,400	94,000	1,270,800
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	18,200	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	223,200	145,400	75,800	1,270,800

(注) 2019年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	909	208	872	1,100
行使時平均株価 (円)	-	-	2,680	-
付与日における公 正な評価単価 (円)	-	-	-	1,200

(注) 2019年7月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第9回、第10回及び第12回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	65,664千円	58,674千円
減価償却超過額(減損含)	5,964	29,905
ポイント引当金	43,413	52,897
賞与引当金	27,222	33,401
未払事業税	27,896	12,075
資産除去債務	18,697	24,935
その他	36,475	29,156
繰延税金資産小計	225,335	241,046
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	35,433	21,059
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,730	534
評価性引当額小計(注)1	50,163	21,594
繰延税金資産合計	175,171	219,451
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	16,418	14,912
連結子会社の時価評価差額	35,692	36,722
顧客関連資産	35,677	31,352
その他有価証券評価差額金	774	-
繰延税金負債合計	88,563	82,988
繰延税金資産の純額	86,608	136,463

- (注)1. 前連結会計年度においては、評価性引当額が59,958千円減少しております。この減少の主な内容は、当社子会社において繰越欠損金の利用、及び回収可能性の見直しに伴い対応する評価性引当額を59,842千円取り崩したことによるものであります。
- 当連結会計年度においては、評価性引当額が28,569千円減少しております。この減少の主な内容は、当社子会社において繰越欠損金の増加により11,254千円増加したものの、当社子会社において繰越欠損金の利用により18,244千円減少し、回収可能性の見直しに伴い対応する評価性引当額を21,702千円取り崩したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	6,010	6,600	14,252	38,801	65,664
評価性引当額	-	-	-	-	-	35,433	35,433
繰延税金資産 (2)	-	-	6,010	6,600	14,252	3,367	30,231

- 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2 税務上の繰越欠損金65,664千円(法定実効税率を乗じた額)のうち、繰延税金資産30,231千円を計上しております。当該繰延税金資産30,231千円は、連結子会社である株式会社フィッツプラスにおける税務上の繰越欠損金の55,689千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであり、同社の将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額等を考慮した結果、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	8,789	28,825	21,059	58,674
評価性引当額	-	-	-	-	-	21,059	21,059
繰延税金資産 (2)	-	-	-	8,789	28,825	-	37,615

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 税務上の繰越欠損金58,674千円（法定実効税率を乗じた額）のうち、繰延税金資産37,615千円を計上しております。当該繰延税金資産37,615千円は、連結子会社である株式会社フィッツプラスにおける税務上の繰越欠損金の37,615千円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであり、同社の将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額等を考慮した結果、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
住民税均等割等	0.2	0.3
雇用者給与支給額増加税額控除	1.7	3.5
のれん償却額	0.6	1.3
持分法による投資損益	0.6	1.3
評価性引当額の増減	3.3	2.6
連結子会社との税率差異	0.8	1.0
その他	0.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5	26.8

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「連結子会社との税率差異」は重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示していた0.5%は、「連結子会社との税率差異」0.8%、「その他」0.2%として組み替えております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社クラウドクリニック（以下「クラウドクリニック」）
 事業内容 在宅医療事務業務代行

(2) 企業結合を行った主な理由

医師15万人以上の医師会員を中心とした医療における多方面の事業運営ノウハウとネットワークを持つ当社と、専門性の高いスタッフと在宅医療に特化した独自のサービスを有するクラウドクリニックが統合することで、より充実した在宅医療関連サービスの開発と提供が可能となると見込んでおります。

(3) 企業結合日

2022年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

株式会社クラウドクリニック（名称の変更の予定はありません。）

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金および株式を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2022年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（当社普通株式）	38,365千円
（現金）	330,000千円
取得原価	368,365千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

	当社 （株式交換親会社）	クラウドクリニック （株式交換完全子会社）
交換比率	1株	0.47株
交付した株式数	当社普通株式	21,350株

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」）にクラウドクリニックの株式価値の算定を依頼することとしました。ブルータスは、当社及びクラウドクリニックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ブルータスは、クラウドクリニックが非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値分析を行いました。

ブルータスにより DCF 法に基づき算定された、クラウドクリニック普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	算定結果（円/株）
DCF法	234,974円～494,975円

一方で、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所プライム市場に上場し、市場株価が存在することから、市場株価法（2022年5月11日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,569円、並びに算定基準日の直近1ヶ月の取引日における終値平均3,279円を交換比率算定の基礎とする方法）を採用しております。

採用手法	算定結果（円/株）
市場株価法	2,569円～3,279円

当社は、プルートスによるクラウドクリニックの株式価値の算定結果を参考に、クラウドクリニックの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換に係る割当ての内容について慎重に協議を重ねた結果、最終的にクラウドクリニック株式1株につき330,000円の割合で金銭を交付するとともに、当社普通株式21,350株を割当交付することといたしました。なお、クラウドクリニック株式1株当たり交付する金銭の額（330,000円）及び当社普通株式の額（54,848.15円～70,006.65円）の合計額がプルートスによって算出されたクラウドクリニック株式の1株当たりの株式価値のレンジの範囲内であることから、妥当な水準であると判断しております。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 5,050千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

360,344千円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の被取得企業の時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	76,474千円
固定資産	3,189千円
資産合計	79,664千円
流動負債	21,842千円
固定負債	49,800千円
負債合計	71,642千円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	107,821千円
営業利益	9,494千円
経常利益	11,242千円
税金等調整前当期純利益	11,242千円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,780千円
1株当たり当期純利益	0.50円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～31年と見積り、割引率については、0.4%～0.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	34,233千円	78,815千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,474	-
時の経過による調整額	108	307
期末残高	78,815	79,123

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,302,315千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,260,471
契約資産(期首残高)	65,411
契約資産(期末残高)	77,178
契約負債(期首残高)	21,458
契約負債(期末残高)	159,285

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

4. 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別も予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、取り扱うサービスについて主体的に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、当社及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ドクタープラットフォーム事業」、「ヘルスケアソリューション事業」の二つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ドクタープラットフォーム事業」は、MedPeerのドクタープラットフォームを基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開しております。

「ヘルスケアソリューション事業」は、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、2022年9月30日で終了した連結会計年度にかかる連結財務諸表作成において採用している当社グループの会計方針と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報
 前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	ドクター プラットフォーム 事業	ヘルスケア ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,770,807	1,664,610	7,435,418	-	7,435,418
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,931	489	7,421	7,421	-
計	5,777,739	1,665,099	7,442,839	7,421	7,435,418
セグメント利益	1,968,422	289,412	2,257,835	473,927	1,783,907
セグメント資産	1,660,549	372,762	2,033,312	6,505,016	8,538,329
その他の項目					
減価償却費	52,943	18,858	71,802	60,184	131,986
のれん償却額	37,213	-	37,213	-	37,213
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	61,112	77,723	138,836	107,493	246,329
のれんの未償却残高	119,691	-	119,691	-	119,691

注1 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額 473,927千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 482,987千円及びセグメント間取引9,060千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額6,505,016千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、繰延税金資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額107,493千円は、主に本社における設備等への投資額であります。

注2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	ドクター プラットフォーム事業	ヘルスケア ソリューション事業	計		
売上高					
一時点で移転される財またはサービス	3,228,640	904,035	4,132,675	-	4,132,675
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	3,190,688	1,128,748	4,319,437	-	4,319,437
顧客との契約から生じる収益	6,419,329	2,032,783	8,452,113	-	8,452,113
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,419,329	2,032,783	8,452,113	-	8,452,113
セグメント間の内部売上高又は振替高	9,245	9,150	18,395	18,395	-
計	6,428,574	2,041,934	8,470,508	18,395	8,452,113
セグメント利益	1,609,137	126,387	1,735,524	671,808	1,063,716
セグメント資産	1,911,509	400,258	2,311,767	7,039,240	9,351,008
その他の項目					
減価償却費	58,970	21,127	80,098	57,597	137,696
のれん償却額	48,089	-	48,089	-	48,089
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	58,123	36,792	94,916	62,967	157,883
のれんの未償却残高	431,947	-	431,947	-	431,947

注1 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額 671,808千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 680,868千円及びセグメント間取引9,060千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額7,039,240千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、繰延税金資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額62,967千円は、主に本社における設備等への投資額であります。

注2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載してありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載してありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1．連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	天坊吉彦	-	-	当社取締役	被所有直接0.1	当社取締役	新株予約権の行使（注）	11,729	-	-
役員及びその近親者	平林利夫	-	-	当社取締役	被所有直接0.3	当社取締役	新株予約権の行使（注）	10,629	-	-
執行役員及びその近親者	福村彰展	-	-	当社執行役員	被所有直接0.3	当社執行役員	新株予約権の行使（注）	10,908	-	-

（注）2014年2月13日、2014年11月13日、2016年2月10日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2．連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1．連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	310.47円	350.71円
1株当たり当期純利益	60.07円	37.62円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.25円	35.78円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,293,475	812,388
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,293,475	812,388
普通株式の期中平均株式数(株)	21,533,021	21,592,622
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,463,431	1,110,923
(うち新株予約権)(株)	1,463,431	1,110,923
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0.28円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、0.04円及び0.03円増加しております。

(重要な後発事象)

1. 株式会社EPフォースの株式取得

(取得による企業結合)

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォース(以下「EPフォース」)の全株式を取得(以下「本株式取得」)し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2022年10月3日付で株式の取得手続きを完了しております。なお、同社は、2022年10月3日開催の臨時株主総会においてMIフォース株式会社への商号変更を決議しております。

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社EPフォース
事業内容	CSO事業、MA/MSL業務アウトソーシングサービス、MA/MSL、MR、マネジメント研修サービス
資本金	50,000千円

企業結合を行った主な理由

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、15万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の臨床等における疑問や悩みの解決をサポートしてまいりました。また、製薬企業に対して医療用医薬品等の広告掲載枠を提供するとともに、「集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実行・運用支援サービスを提供しております。

昨今の製薬企業を取り巻く環境としては、医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環として、ウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワーク等、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化する動きがあります。他方で、新薬上市数の減少に加え、生活習慣病治療薬等のプライマリー領域から、がん等のスペシャリティ領域への製品構成のシフトの進行、デジタルチャネルを通じた情報提供の増加を背景に国内のMR1数は減少傾向にあります。

このような中、経営の柔軟性を高め、生産性を向上させるアプローチとして、製薬企業がコントラクトMR2を活用する動きが活発化し、アウトソーシング率は過去最高の6.4%となりました。また、MR数が減少傾向にある中、2021年度の稼働コントラクトMR数は前年比4%増となるなど、コントラクトMRを活用したマーケティング活動が拡大しております3。

EPフォースは、2002年にアブシェ株式会社として設立され、以来20年以上にわたりCSO事業4を主とし付加価値の高いサービスを提供してきました。直近ではオンコロジーを中心に専門領域において独自のネットワークを有し、オンコロジーを専門とするMRの育成や病院研修等、スペシャリティ領域で様々なサービスを展開しております。

また、当社と2020年5月より製薬企業向け医薬品マーケティングサービスの共同開発を開始し、当社のチャット型リモートコミュニケーションツール「MedPeer Talk」をEPフォースのMRが活用することで、効率的に期待症例保有医師の発掘が可能となる等、製薬企業の次世代型マーケティングへの移行を積極的に支援するとともに、時勢に沿った新たなマーケティングソリューションを開発・提供してまいりました。

当社は、本株式取得により、「MedPeer」に蓄積される集合知とEPフォースが有する優秀なMR人材を掛け合わせることで、医師一人ひとりのニーズに応じた情報提供が可能になるとともに、スペシャリティ領域への取り組みを加速させている製薬企業のニーズに合致した新たなマーケティングサービスの提供ができると判断し、本株式取得の合意に至りました。

1. Medical Representative(医薬情報担当者)。製薬企業等に所属し、医師や薬剤師等の医療従事者に対し、医薬品の品質、有効性等に関する情報提供・伝達等を主な業務として行う。
2. CSO(Contract Sales Organization(医薬品販売業務受託機関))に所属するMR。製薬企業に代わり、営業やマーケティング業務を受託・代行する。
3. 日本CSO協会「わが国のCSO事業に関する実態調査 -2021年度-」
4. Contract Sales Organization(医薬品販売業務受託機関)。製薬企業に代り、営業・マーケティング業務(MR業務)を受託または代行する個人または組織・団体で、MRが医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する

企業結合日

2022年10月3日(みなし取得日2022年10月1日)

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

MIフォース株式会社

取得する議決権比率

取得する株式の数 普通株式3,903株

取得後の持分比率 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000,000千円
取得原価		5,000,000千円

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 21,950千円

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6)支払資金の調達方法

本株式取得の資金については、銀行借入（下記「2.多額な資金の借入」参照）及び自己資金により充当しております。

2.多額な資金の借入

当社は、2022年8月9日開催の取締役会決議に基づき、1.の株式会社EPフォースの株式取得資金として以下のとおり資金の借入を実行しました。

借入先	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行
借入金額	4,200,000千円
借入実行日	2022年10月3日
借入期間	8年（分割返済方式）
利率	TIBOR+0.22～0.30%
担保の有無	無担保・無保証
財務制限条項	なし

3. 資本業務提携に基づく新株式の発行

当社は、2022年8月9日開催の取締役会決議、及び同日付で締結した資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」）に基づき、EPSホールディングス株式会社（以下「EPSHD」）に対して当社の普通株式の割当を行い、2022年10月3日付けで払込が完了しております。

(1) 本資本業務提携の目的

当社は「Supporting Doctors, Helping Patients.」をミッションに掲げ、15万人以上の医師が参加する医師専用のコミュニティサイト「MedPeer」上で医師が臨床現場で得た知見を「集合知」として共有することで、医師の臨床等における疑問や悩みの解決をサポートしてまいりました。また、医師の集合知プラットフォームを核に、未病から終末期までの様々なヘルスケアの社会課題に応えるべく事業活動を推進しております。

EPSグループは1991年5月に、医薬品の臨床試験データの統計・解析に関連するソフトウェア開発及び販売を目的として設立され、現在はCRO 1事業、SMO事業 2、CSO事業 3等の医薬品や医療機器の開発・営業サポートをコア事業とし、広くヘルスケア分野でのアウトソーシングサービスを展開しています。また、今期からは創薬事業も本格的に開始したところです。EPSHDは持株会社制へ移行した2015年以降、EPSグループのヘッドクォーターとしてグループの本社機能を担っております。

これまでも両社は、EPSHDの連結子会社であり、CSO事業を展開する株式会社EPフォース（現「MIフォース株式会社」、以下「EPフォース」）と、製薬企業向け医薬品マーケティングサービスの共同開発を行い、当社のチャット型リモートコミュニケーションツール「MedPeer Talk」をEPフォースのMRが活用することで、効率的に期待症例保有医師の発掘を行う等、CSO事業の分野で連携し成果を挙げてきました。なお当社は2022年10月3日に、EPフォースの発行済株式全部をEPSHDから取得しておりますが、あわせて当社とEPSHDとの間で、EPSHDが展開するCRO、SMO及びCSO事業に関する情報と、当社が運営する医師向けコミュニティサービス「MedPeer」等を活用することで、治験領域におけるDX推進等の付加価値の高い新たなサービスの開発が可能となり、両社グループの事業収益の拡大、企業価値向上を実現させるものであると判断し、本資本業務提携を締結することで合意いたしました。本第三者割当増資は「(2) 本資本業務提携の主な内容 資金使途」に記載の通り、本資本業務提携に伴う新規事業を含めた、事業企画及びシステム開発を推進するための人材関連費用として資金を調達するものでありますが、両社の協力関係をより強固にし、これまで以上にEPSグループとの連携を実効性のあるものとするために、EPSHDを割当予定先といたしました。

1. CRO (Contract Research Organization (医薬品開発業務受託機関))

医薬品の開発において、製薬企業等の治験に係わる業務の一部を受託または代行する個人または組織・団体。

2. SMO (Site Management Organization (治験施設支援機関))

医療機関が行う臨床試験の実施に係る業務の一部を医療機関から受託する組織（又は個人）。

3. CSO (Contract Sales Organization (医薬品販売業務受託機関))

製薬企業に代わり、営業・マーケティング業務（MR業務）を受託または代行する個人または組織・団体で、MRが医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する。

(2) 本資本業務提携の主な内容

第三者割当増資の概要

払込期日	2022年10月3日
発行新株式数	普通株式150,000株
発行価額	1株につき金2,046円
調達資金の額	306,900千円
増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 153,450千円 資本準備金 153,450千円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割り当ての方法によりEPSHDに普通株式150,000株を割り当てております。

資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
本資本業務提携によるEPSHDとの共同事業を含めた事業企画、システム開発を推進する人材関連費用等	303	2022年10月～2024年9月

本資本業務提携の内容

(資本提携)

当社が第三者割当により、EPSHDに発行する普通株式150,000株(第三者割当増資時後の所有議決権割合0.7%)を割当てます。本第三者割当の詳細は、「第三者割当増資の概要」をご参照ください。

(業務提携)

当社及びEPSHDとの間で現時点において合意している業務提携の概要は以下のとおりです。

- ・ EPSHDが展開するCRO、SMO及びCSO事業に関する情報と当社が運営する医師向けコミュニティサービス「MedPeer」等を活用したプロダクト・ソリューションの提供
- ・ その他、両社が合意する事項

4. 報告セグメントの変更

当社は、2022年11月14日の取締役会において、2023年9月期より、当社グループの報告セグメントを、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」の15万人の医師会員を基盤として製薬企業・医療機器メーカー向けマーケティング・営業支援サービスを提供する「集合知プラットフォーム」、医療機関や医療現場の業務効率化を支援する「医療機関支援プラットフォーム」、コンシューマー向けヘルスケアサービスを展開する「予防医療プラットフォーム」の3つのセグメントに変更することといたしました。

なお、変更後の報告セグメントの区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報は現在算定中であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	50,000	0.45%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	56,136	62,090	0.55%	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,725	1,611	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	80,184	67,033	1.13%	2023年10月1日～ 2031年7月5日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,766	3,155	-	2023年10月1日～ 2025年6月20日
合計	142,811	183,889	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」、返済予定が1年を超えるリース債務は、固定負債の「その他」に含まれております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,324	6,324	6,324	6,324
リース債務	1,790	1,365	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,351,846	4,440,479	6,443,320	8,452,113
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	560,036	889,882	943,483	1,113,763
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	370,559	598,620	654,585	812,388
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	17.18	27.74	30.33	37.62

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	17.18	10.57	2.59	7.30

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,625,451	5,045,727
受取手形及び売掛金	860,626	-
売掛金	-	693,435
仕掛品	271	-
前払費用	64,305	112,306
その他	49,013	107,986
流動資産合計	5,599,668	5,959,456
固定資産		
有形固定資産		
建物	116,395	102,523
工具、器具及び備品	63,378	87,484
有形固定資産合計	179,774	190,007
無形固定資産		
ソフトウェア	118,325	84,998
ソフトウェア仮勘定	6,563	-
無形固定資産合計	124,889	84,998
投資その他の資産		
関係会社株式	587,948	951,364
関係会社長期貸付金	385,000	265,000
敷金	162,564	162,574
繰延税金資産	98,255	112,194
その他	7,278	23,563
貸倒引当金	75,000	45,000
投資その他の資産合計	1,166,047	1,469,696
固定資産合計	1,470,711	1,744,702
資産合計	7,070,379	7,704,158

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	172,360	223,758
未払費用	17,352	25,917
短期借入金	-	50,000
1年内返済予定の長期借入金	32,136	32,184
未払法人税等	255,596	82,959
前受金	26,450	-
契約負債	-	48,532
預り金	7,555	16,927
賞与引当金	66,789	73,820
役員賞与引当金	7,221	-
ポイント引当金	141,781	172,754
その他	112,858	49,313
流動負債合計	840,102	776,167
固定負債		
長期借入金	32,184	-
資産除去債務	61,063	61,299
固定負債合計	93,247	61,299
負債合計	933,350	837,466
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,028,537	2,051,041
資本剰余金		
資本準備金	2,050,962	2,111,831
資本剰余金合計	2,050,962	2,111,831
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,048,471	2,694,885
利益剰余金合計	2,048,471	2,694,885
自己株式	576	644
株主資本合計	6,127,394	6,857,113
新株予約権	9,634	9,578
純資産合計	6,137,028	6,866,691
負債純資産合計	7,070,379	7,704,158

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1 4,417,462	1 4,681,049
売上原価	1,057,772	1 1,287,122
売上総利益	3,359,690	3,393,926
販売費及び一般管理費	1, 2 2,003,847	1, 2 2,541,306
営業利益	1,355,842	852,620
営業外収益		
受取利息	1 2,319	1 2,476
業務受託料	1 11,685	1 21,818
その他	165	1,181
営業外収益合計	14,171	25,476
営業外費用		
支払利息	402	301
貸倒引当金繰入額	75,000	-
為替差損	-	5
本社移転費用	8,748	-
その他	722	229
営業外費用合計	84,872	535
経常利益	1,285,140	877,560
特別利益		
貸倒引当金戻入額	167,578	30,000
新株予約権戻入益	4	47
特別利益合計	167,582	30,047
特別損失		
関係会社株式評価損	-	20,000
特別損失合計	-	20,000
税引前当期純利益	1,452,723	887,607
法人税、住民税及び事業税	381,225	252,367
法人税等調整額	1,207	13,092
法人税等合計	382,432	239,274
当期純利益	1,070,290	648,332

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	391,717	35.3	472,183	36.0
経費		717,519	64.7	838,057	64.0
小計		1,109,236	100.0	1,310,240	100.0
仕掛品期首棚卸高	2	-		-	
合計		1,109,236		1,310,240	
仕掛品期末棚卸高		271		-	
他勘定振替額	3	51,192		23,117	
売上原価		1,057,772		1,287,122	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	555,021	608,771
通信費	65,123	83,917
減価償却費	51,194	48,236

2 後述の「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用いたしました。この結果、当事業年度の仕掛品期首棚卸高は271千円減少しております。

3 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	51,192	23,117
計	51,192	23,117

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,996,939	2,019,363	2,019,363	978,180	978,180	448	4,994,035	10,054	5,004,089
当期変動額									
新株の発行	7,361	7,361	7,361				14,723		14,723
新株の発行（新株予約権の行使）	24,236	24,236	24,236				48,473		48,473
自己株式の取得						127	127		127
当期純利益				1,070,290	1,070,290		1,070,290		1,070,290
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								419	419
当期変動額合計	31,598	31,598	31,598	1,070,290	1,070,290	127	1,133,358	419	1,132,939
当期末残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,048,471	2,048,471	576	6,127,394	9,634	6,137,028

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,048,471	2,048,471	576	6,127,394	9,634	6,137,028
会計方針の変更による累積的影響額				1,918	1,918		1,918		1,918
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,028,537	2,050,962	2,050,962	2,046,552	2,046,552	576	6,125,475	9,634	6,135,110
当期変動額									
新株の発行	14,563	14,563	14,563				29,127		29,127
新株の発行（新株予約権の行使）	7,939	7,939	7,939				15,879		15,879
株式交換による増加		38,365	38,365				38,365		38,365
自己株式の取得						68	68		68
当期純利益				648,332	648,332		648,332		648,332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								56	56
当期変動額合計	22,503	60,869	60,869	648,332	648,332	68	731,637	56	731,581
当期末残高	2,051,041	2,111,831	2,111,831	2,694,885	2,694,885	644	6,857,113	9,578	6,866,691

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～31年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイントの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する業績連動型報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主要なサービスにおける履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

広告配信

広告配信では、当社が運営するプラットフォームやアプリサービス上でクライアントの広告を掲載、配信しております。これらは、広告の掲載期間、プロモーションの実施期間にわたりクライアントへ履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益の認識しております。また、これらのサービスに関連してレポートなどの成果物を伴う場合には、当該成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

制作請負契約

制作請負契約では、システムの開発、WEBサイトなどのコンテンツの制作などを請け負い、成果物をクライアントへ納品しております。制作請負契約については、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法によっております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。制作期間がごく短い契約については、顧客により検収された時点で収益を認識しております。

運営サービス

当社が運営する薬局支援などのWEBサービスについては、そのサービスの利用期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	587,948千円	951,364千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、株式会社コルポの株式については顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力を反映した価額で、株式会社クラウドクリニックについてはのれんの超過収益力を反映した価額で取得しております。顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。

当事業年度においては、株式会社コルポ及び株式会社クラウドクリニックの株式の評価にあたり、超過収益力を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等による主な変更点は以下のとおりであります。

初期設定費用

従来は、一部サービスの初期設定に係る対価を設定完了時において一括で収益を認識しておりましたが、主たるサービスの契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

制作請負契約

従来は成果物の検収時に一括で収益を認識しておりましたが、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、制作期間がごく短い場合を除き、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法(原価回収基準)に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は4,092千円減少し、売上原価は271千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,821千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,918千円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ0.27円、0.18円及び0.17円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「売掛金」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第9回、第10回及び第12回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度(2021年9月30日)	当事業年度(2022年9月30日)
短期金銭債権	46,967千円	72,266千円
短期金銭債務	5,066千円	2,565千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引高		
売上高	63,469千円	72,231千円
売上原価、販売費及び一般管理費	459,395千円	625,678千円
営業取引以外の取引高	14,419千円	14,784千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25.7%、当事業年度25.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度74.3%、当事業年度74.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	102,781千円	102,577千円
給料及び手当	477,321	641,989
役員賞与引当金繰入額	7,221	-
賞与引当金繰入額	46,036	50,793
ポイント費用	433,476	501,368
ポイント引当金繰入額	46,616	30,972
支払手数料	391,680	482,573
地代家賃	85,329	82,846
採用教育費	87,308	181,094
減価償却費	37,772	40,051

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年9月30日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	570,600
関連会社株式	17,348
計	587,948

当事業年度(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	934,015
関連会社株式	17,348
計	951,364

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 9月30日)	当事業年度 (2022年 9月30日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	43,413千円	52,897千円
賞与引当金	20,451	22,603
未払事業税	17,666	9,305
減価償却超過額	1,070	10,398
関係会社株式評価損	103,669	109,793
貸倒引当金	22,965	13,779
資産除去債務	18,697	18,769
その他	13,374	13,132
繰延税金資産小計	241,307	250,679
評価性引当額	126,634	123,572
繰延税金資産合計	114,673	127,107
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	16,418	14,912
繰延税金負債合計	16,418	14,912
繰延税金資産の純額	98,255	112,194

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 9月30日)	当事業年度 (2022年 9月30日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.2
住民税均等割等	0.2	0.3
雇用者給与支給額増加税額控除	2.1	3.9
評価性引当額の増減	2.2	0.3
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3	27.0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 株式会社EPフォースの株式取得

(取得による企業結合)

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2022年10月3日付で株式の取得手続きを完了しております。なお、同社は、2022年10月3日開催の臨時株主総会においてMIフォース株式会社への商号変更を決議しております。

詳細については、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

2. 多額な資金の借入

当社は、2022年8月9日開催の取締役会決議に基づき、1.の株式会社EPフォースの株式取得資金として資金の借入を実行しました。詳細については、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

3. 資本業務提携に基づく新株式の発行

当社は、2022年8月9日開催の取締役会決議、及び同日付で締結した資本業務提携契約に基づき、EPSホールディングス株式会社に対して当社の普通株式の割当を行い、2022年10月3日付けで払込が完了しております。詳細については、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産	建物	137,381	-	-	137,381	34,858	13,872	102,523
	工具、器具 及び備品	168,068	62,967	38,545	192,490	105,005	38,722	87,484
	計	305,450	62,967	38,545	329,871	139,864	52,594	190,007
無形固定資産	ソフトウエ ア	216,815	36,731	-	253,546	168,548	70,058	84,998
	ソフトウエ ア仮勘定	6,563	23,117	29,681	-	-	-	-
	計	223,378	59,848	29,681	253,546	168,548	70,058	84,998

(注) 1 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しております。

2 当期増加額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	社員増に伴うパソコン購入	61,700千円
ソフトウエア	自社利用ソフトウエアの稼働開始	36,731千円

3 当期減少額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	パソコン等の買い替え等に伴う除却	38,545千円
ソフトウエア仮勘定	自社利用ソフトウエアの稼働開始	29,681千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	75,000	-	30,000	45,000
賞与引当金	66,789	73,820	66,789	73,820
役員賞与引当金	7,221	-	7,221	-
ポイント引当金(注)	141,781	172,754	141,781	172,754

(注) ポイント引当金の「当期減少額」は、洗替えによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 https://medpeer.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月16日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年12月16日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第18期第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日 関東財務局長に提出。

第18期第2四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月12日 関東財務局長に提出。

第18期第3四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月9日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2021年12月16日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社の取得）に基づく臨時報告書

2022年8月9日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書

有価証券届出書（第三者割当増資）及びその添付書類

2022年8月9日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月15日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。当契約に基づき、2022年10月3日に同社の株式の取得を完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、2022年10月3日に借入を実行した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び顧客関連資産の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、株式会社コルポの及び株式会社クラウドクリニックの企業買収により生じたのれん 431,947千円、顧客関連資産 90,641千円が計上されており、総資産の5.6%を占めている。</p> <p>メドピア株式会社は、当該のれん及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、固定資産の減損に係る会計基準等に従って、減損の兆候が存在すると判断したが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、当連結会計年度において減損損失は計上していない。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客及び新規顧客からの医療コンテンツの企画制作等の受注見込み額並びに既存顧客の継続率等の重要な仮定に基づいて策定され、競合他社や市場環境の変化による影響を受ける。</p> <p>これらの仮定を反映した割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による主観的な判断の影響を受ける。見積りに用いた重要な仮定が適切でない場合には、割引前将来キャッシュ・フローが適切に算定されず、減損損失が計上されないリスクが存在している。</p> <p>以上より、見積りに用いた重要な仮定を含む割引前将来キャッシュ・フローの評価は、職業的専門家としての判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となった完全子会社化時の事業計画及び事業計画を基礎に算定した割引前将来キャッシュ・フローの重要な仮定を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制の理解及び有効性の評価 事業計画の策定プロセスを含む経営者による減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>完全子会社化時の事業計画の理解 完全子会社化時の事業計画について、事業計画の重要な構成要素、前提及び仮定について理解した。</p> <p>完全子会社化時の事業計画と実績との比較 のれんについて、完全子会社化以降に新規獲得する顧客への医療コンテンツの企画制作や医療事務アウトソーシング等に係る、完全子会社化時の事業計画と実績を比較して、差異の要因を分析した。 また顧客関連資産について、完全子会社化時の主要な顧客への医療コンテンツの企画制作等に係る事業計画と実績を比較して、差異の要因を分析した。 さらに、完全子会社化時の事業計画と当連結会計年度末において経営者が新たに作成した事業計画を比較して、完全子会社化時に想定した条件に関連して、のれん及び顧客関連資産の資産評価にマイナスとなる要因の有無を検討した。 加えて、将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。事業計画の成長率については、過去の実績推移や利用可能な市場予測に関する外部データとの比較を実施し、その合理性を評価した。</p> <p>のれんに関する重要な仮定の検討 完全子会社化以降に新規獲得する顧客へ提供する医療コンテンツの企画制作や医療事務アウトソーシング等の受注見込み額等について、完全子会社化時の重要な仮定が現時点でも有効であるかを検討した。 また、連結会計年度末後の医療コンテンツの企画制作や医療事務アウトソーシング等の売上高について、直近の医療コンテンツの企画制作等の売上高と比較して、将来予測を下方に修正する要因がないかを検討した。</p> <p>顧客関連資産に関する重要な仮定の検討 完全子会社化時の主要な顧客の継続率について、完全子会社化時の重要な仮定が現時点でも有効であるかを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、メドピア株式会社の2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、メドピア株式会社が2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォーアの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。当契約に基づき、2022年10月3日に同社の株式の取得を完了した。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

メドピア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 萬 政広

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているメドピア株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、株式会社EPフォースの全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。当契約に基づき、2022年10月3日に同社の株式の取得を完了した
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月9日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、2022年10月3日に借入を実行した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度の貸借対照表に、関係会社株式が951,364千円計上されている。関係会社株式は総資産の12.3%を占めており、関係会社株式の帳簿価額の大部分をコルポ株式及びクラウドクリニック株式が占めている。</p> <p>関係会社株式のうちコルポ株式については、のれんの超過収益力を反映した価額及び顧客関連資産の資産価値、クラウドクリニック株式については、のれんの超過収益力を反映した価額で取得している。のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値等が見込めなくなり、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。</p> <p>会社は減損処理の要否を検討するに当たり、取得価額とのれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値を反映した実質価額を比較しており、当該実質価額に含まれる超過収益力及び資産価値の評価については、連結貸借対照表に計上されているのれん及び顧客関連資産と同様の経営者による見積りの要素が含まれる。</p> <p>以上より、コルポ株式の評価は、のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値に、クラウドクリニック株式の評価は、のれんの超過収益力に影響を受けるため、職業的専門家としての判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>のれんの超過収益力及び顧客関連資産の資産価値の評価に係る監査上の対応については、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項を参照。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。